

**都道府県・政令市の  
高齢者虐待対応担当課長及び担当職員向け  
養護者による高齢者虐待対応に関する研修**

**平成 23 年度 老人保健事業推進費等補助金  
(老人保健健康増進等事業分)**

**日程:平成23年10月25日(火)～26日(水)  
会場:中央大学駿河台記念館**

**主催:社団法人日本社会福祉士会**



## 開催にあたって

日本社会福祉士会（以下、「本会」という。）では、社会福祉士の担う一つの大きな役割として権利擁護をかかげ、高齢者の殊に要介護の状態におられる方々や認知症の方々等の権利を護る立場から研修など様々な取り組みを行っています。

平成 18 年に施行された高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）は、その第 1 条において「高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である」とあります。本会は早急な虐待防止が大変重要な課題であると認識し、高齢者虐待防止法施行当初から高齢者虐待対応へ一歩踏み込んで取り組む必要があると判断しました。2007 年度から厚生労働省老人保健健康増進等事業で、高齢者虐待対応の専門的人材の確保・育成、市町村の体制整備のための虐待対応ソーシャルワークモデルに関する研究をはじめ、研修テキスト、虐待対応帳票及び専門研修プログラムの開発を行ってまいりました。それらの成果として、2010 年度からは市町村・地域包括支援センターの虐待対応従事者を対象とした「高齢者虐待対応現任者標準研修」を、都道府県社会福祉士会を実施主体にして全国的に実施するとともに、「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」を策定いたしました。また、市町村や地域包括支援センター、関係機関等の虐待対応の第一線で活動する社会福祉士が極めて重要な役割を担っていることから、社会福祉士が適切な虐待対応が行えるよう、本会はその専門性をより強化するために研修を継続的に実施しています。

高齢者虐待防止法が施行されて 5 年が経過していますが、高齢者への虐待事例は後を絶たない状況となっています。虐待事例の増加とともに、解決困難な虐待事案が増えつつあることも憂慮するところです。中には死亡事例も多く報告がなされ、虐待対応の緊急性も念頭におかなくてはなりません。このことは、現場において虐待対応が十分にできていない結果の現れであり、虐待対応の基本となる権利擁護の理解や迅速かつ適切な虐待対応を行うための体制をさらに強化する必要があると考えます。

こうした中で、ここに、高齢者虐待防止法に基づく専門的人材の確保や育成、市町村に対する助言等を担う都道府県及び政令市の担当課長及び担当職員を対象とした研修会を開催することとなりました。高齢者虐待の対応は、市町村を実施主体とした関係行政や虐待対応協力機関との連携が不可欠の要素です。本研修を通じて、都道府県の役割としての総合的な虐待対応へ対応するための体制作りと虐待対応従事者の専門性の向上についてご理解をいただき、今後都道府県が実施する市町村担当者等の現任研修に活かしていただければと思います。

社団法人日本社会福祉士会  
会長 山村 睦

# 目 次

○開催にあたって	1
○目 次	2
○研修の目的	3
○研修プログラム	4
○受講者へのご案内	5
○講義資料	7
<b>10月25日(火)・1日目</b>	
「高齢者虐待の現状と対応について」	9
〔講義1〕 研修の目的とねらい	15
〔講義2〕 高齢者虐待対応現任者標準研修プログラムと帳票	23
〔講義3〕 高齢者虐待対応と権利擁護	43
〔講義4〕 高齢者虐待防止法の解説	55
<b>10月26日(水)・2日目</b>	
〔講義5〕 法施行5年目における現場での課題	75
〔実践報告・グループワーク〕	
養護者による高齢者虐待対応への市町村体制整備の具体的展開に向けて	95
○巻末資料	101
資料1 平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果	103
資料2 高齢者虐待対応現任者標準研修について	
・2011年度実施一覧(2011年10月末現在)	120
・2010年度実施一覧	121
資料3 在宅高齢者虐待対応専門職チームについて	
・在宅高齢者虐待対応専門職チームの設置状況(2011年9月末現在)	122
・高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会 報告書(抜粋)	123
相談窓口・連絡先一覧	
資料4 日本弁護士連合会 成年後見に関する法律相談窓口(2011年10月現在)	135
資料5 日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会 連絡先一覧(2011年10月現在)	139
掲載資料の出典	140
○委員名簿	141

## 研修の目的

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 11 月 9 日法律第 124 号）第 3 条の国及び地方公共団体の責務では、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずることを定めています。また、同法第 19 条の都道府県の援助等では、市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うことを規定しています。

本研修は、平成 22 年度に厚生労働省老人保健事業推進費等補助金で策定した『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』を基に、都道府県・政令市の担当課長及び担当職員が、法律に規定する虐待対応従事者研修の実施や市町村の体制整備及び市町村に対する援助に求められる知識を習得することを目的としています。

併せて、専門的人材の確保及び資質の向上のための研修として、本会が都道府県社会福祉士会を実施主体として全国的に実施している「高齢者虐待対応現任者標準研修」を各都道府県及び政令市において活用していただき、市町村における虐待対応の標準化と体制整備の促進を目的としています。

## 研修プログラム

※初日の時間が一部変更となっています  
 ※講師は虐待対応システム研究委員会  
 手引き普及・啓発作業委員会委員です  
 (講師・報告者は敬称略)

10月25日(火)

		時 間	内 容
1 日 目	13:00～13:15	受付	
	13:15～13:20	オリエンテーション	
	13:20～13:30	開会挨拶  多々良 紀夫 (虐待対応システム研究委員会 本委員会 委員長)	
	13:30～13:50	「高齢者虐待の現状と対応について」  厚生労働省老健局高齢者支援課 (併) 認知症・虐待防止対策推進室 課長補佐 田中 一裕	
	13:50～14:30	〔講義1〕 研修の目的とねらい  講 師：山田 祐子	(1) 手引き策定のねらい (2) 養護者による高齢者虐待対応への体制整備 ①市町村の責務と役割 ②都道府県の責務と役割 ③国の責務と役割 【手引き：第3章一部】
	14:30～15:00	〔講義2〕 高齢者虐待対応現任者標準研修プログラムと帳票  講 師：塚本 鋭裕	(1) 「高齢者虐待対応現任者標準研修」プログラムの概要 (2) 虐待対応の流れと帳票活用 【手引き：第3章一部】
	15:00～15:15	(休憩)	
	15:15～16:00	〔講義3〕 高齢者虐待対応と権利擁護  講 師：田村 満子	(1) 権利擁護の重要性 (2) 高齢者虐待対応の基本的考えと視点 (3) 高齢者虐待の未然防止・早期発見の取り組み 【手引き：第2章】
	16:00～17:30	〔講義4〕 高齢者虐待防止法の解説  講 師：延命 政之	(1) 養護者による高齢者虐待の定義・類型 (2) 市町村の権限行使と法的根拠 (3) 消費者被害の防止と法的根拠、その他 【手引き：第1, 7, 8, 9章】
	17:30	1日目終了	

10月26日(水)

		時 間	内 容
2 日 目	9:00～9:15	受付	
	9:15～12:00	〔講義5〕 法施行5年目における現場での課題  講 師：村上 明子 寺本 紀子	(1) 高齢者虐待における通報受理から終結までの各段階での対応及びその課題について理解する。 【手引き：第4, 5, 6章】
	12:00～13:00	(昼食休憩)	
	13:00～15:55	〔実践報告・グループワーク〕 養護者による高齢者虐待対応への市町村体制整備の具体的展開に向けて  実践報告： 大阪市健康福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 係長 向井 順子  静岡県健康福祉部長寿政策局 長寿政策課 主任 村松 齊  石川県長寿社会課 課長補佐 大谷 晃一  進 行：石崎 剛 宮本 雅透	(1) 高齢者虐待防止・対応のための体制整備について (2) 高齢者虐待対応の実践力強化に向けての現状と課題について(グループワーク) (3) 関係専門機関介入支援ネットワークとしての在宅高齢者虐待対応専門職チーム活用例
	15:55～16:00	閉会挨拶  田村 満子 (虐待対応システム研究委員会 手引き普及・啓発作業委員会 委員長)	
16:00	研修終了		

## 受講者へのご案内

### 1. 出席の確認について

「出席確認票」は受付にご提出ください。

### 2. 受講証について

「受講証」はネームプレートに入れて、研修期間中、名札として使用ください。また、研修終了後は、ネームプレートを受付にご返却ください。

### 3. 遅刻、早退について

急な都合で、遅刻・欠席される場合は、必ず下記の携帯電話までご連絡下さい。

また、体調不良等で講義中に退出する場合は、事務局に所属・お名前・退出理由をお伝えください。【緊急連絡先】080-1086-7106(研修期間中)

### 4. アンケートのご協力について(お願い)

アンケートへのご協力をお願いします。研修終了時に回収させていただきます。

### 5. 注意項

- 講義中は、必ず携帯電話の呼び出し音をお切りくださいますようお願いいたします。
- 館内は禁煙となっています。喫煙される方は、喫煙スペースをご利用ください。
- 会場への飲食物の持ち込みは可能です。
- 館内に自動販売機が設置されていますのでご利用ください。
- 講義の録画はお断りいたします。

※受講者の個人情報については、本研修運営における使用を目的とし、他の目的で使用することはありません。

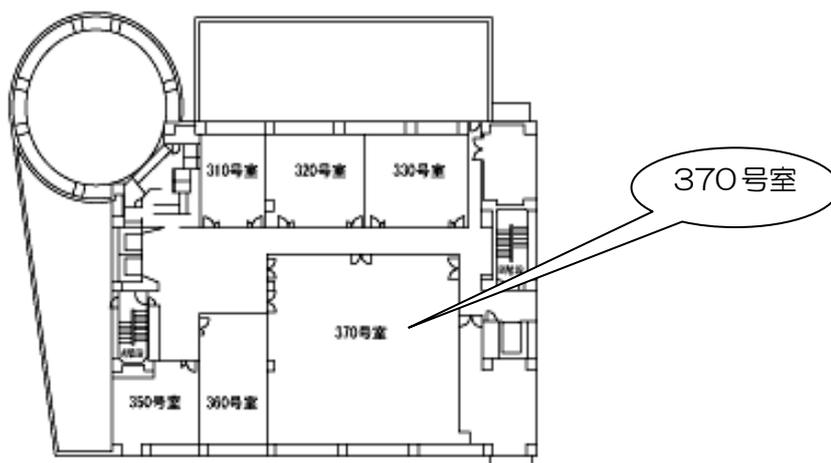
### 6. 研修会場について

○研修会場は2日とも「中央大学駿河台記念館・370号室」です。

住 所 〒101-8324 東京都千代田区神田駿河台 3-11-5 (TEL 03-3292-3111)

アクセス JR「御茶ノ水駅」徒歩3分、地下鉄東京メトロ丸の内線「御茶ノ水駅」徒歩6分、東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」(B1出口)徒歩3分、都営新宿線「小川町駅」(B5出口)徒歩3分

館内マップ(3階)



# 講 義 資 料

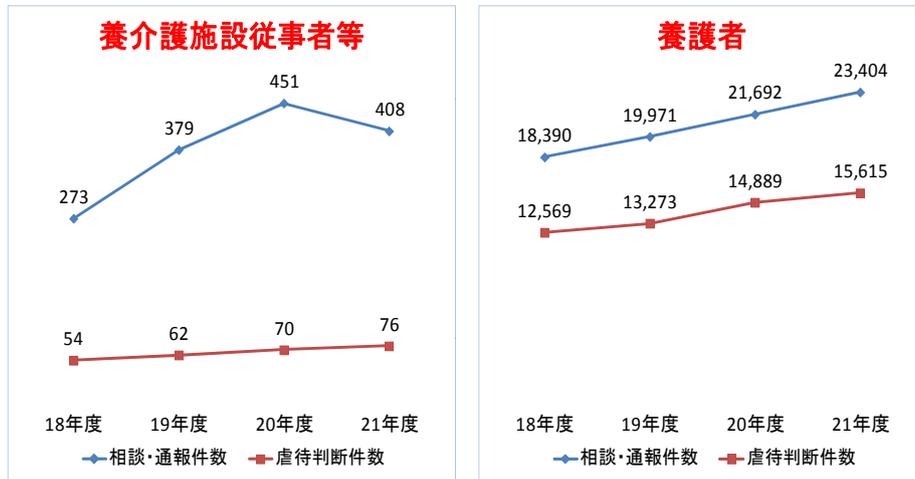


「高齢者虐待の現状と対応について」

厚生労働省老健局高齢者支援課

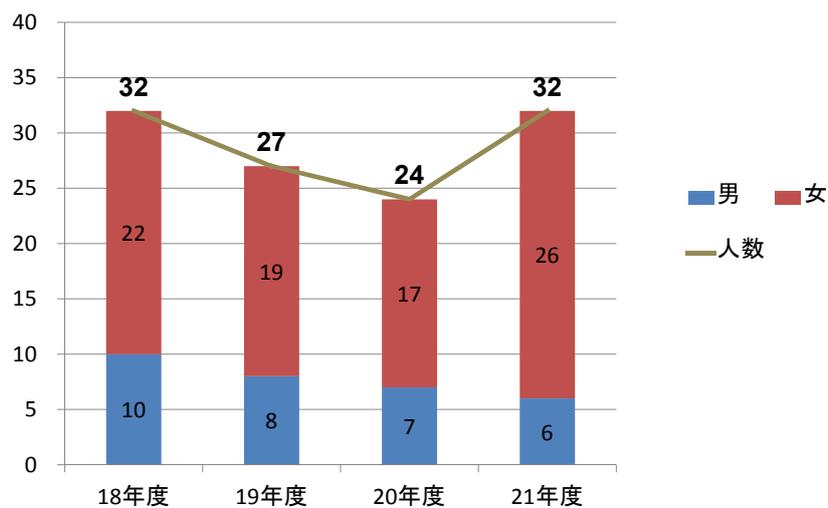
(併) 認知症・虐待防止対策推進室課長補佐 田中 一裕

## 高齢者虐待の年度別相談・通報件数及び虐待判断件数



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

## 高齢者虐待等による死亡事例 男女別人数



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」

### 養護者による高齢者虐待への円滑な対応について

#### ○高齢者虐待を未然に防ぐためには

- 介護の困難度の高い高齢者の家庭に対する積極的な支援
- ・虐待に係る通報義務を定めている高齢者虐待防止法の周知 など

#### ○通報等を受けた場合の対応等

- 高齢者の安全確認、事実確認のための措置(情報収集、訪問調査、立入調査等)
- ※「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」(平成23年3月 (社)日本社会福祉士会作成)を参考

#### ○虐待を行った養護者の支援

- 市町村、地域包括支援センターが中心となり、民生委員やケアマネジャー、警察等と連携しつつ、養護者を見守っていくことが重要
- ・介護保険法に基づく地域支援事業として、地域の実情に応じ、家族介護教室の開催、家族介護者の交流などの「家族介護支援事業」等を実施

#### ○高齢者虐待による死亡事例等への対応

- 市町村においては、警察とも連携を図り、その実態を把握・分析するなど、高齢者虐待による死亡等を未然に防ぐための施策を検討、実施

3

### 養介護施設従事者による高齢者虐待への円滑な対応について

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待事案が複数報道されていることを受けて、高齢者虐待の再発防止と立入検査等の適切な実施などについて、都道府県及び指定都市に事務連絡を发出

(平成23年9月13日付 事務連絡)

・施設の実地指導等の機会を捉えて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨を周知徹底するとともに、高齢者権利擁護等推進事業の活用などにより、養介護施設等職員に対する研修の機会の確保に努めるなど、養介護施設等における虐待防止の推進に特段の配慮をお願いする。

4

(平成23年9月16日付 事務連絡)

### 1. 法律に基づく立入検査等の適切な実施について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)第24条では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報又は報告を受けた場合には、都道府県又は市町村は、老人福祉法又は介護保険法の規定による報告徴収、立入検査等、改善命令など権限を適切に行うこととされている。

特に、立入検査等の実施に当たっては、例えば介護保険法第23条及び第24条等の規定により文書の提出を求めたり、質問をした後に行わなければならないというものではなく、施設管理者等が任意の調査に応じないために高齢者の安全が確認できないなど、緊急性が高かったり、悪質なケースについては、迅速・適切に立入検査等を実施することが求められる。

なお、その実施の要否及び方法については、市町村は都道府県と相談し、立入検査等を共同で実施するなど連携を図ることも重要。

### 2. 「養介護施設従事者等」及び「養護者」の解釈について

有料老人ホームとしての届出の有無にかかわらず、老人福祉法に定める有料老人ホームに該当するものであれば、そこで業務に従事する者は養介護施設従事者等に該当するものであること、また養介護施設従事者等に該当しない場合であっても、法第2条第2項に規定する「養護者」に該当し得るものであることから、法第11条に基づく立入調査の実施など、適切な対応を行うことが必要。

### 3. 被虐待者の一時保護について

本年度から「高齢者権利擁護等推進事業」において、新たに「高齢者虐待防止シェルター確保事業」を創設したところです。都道府県においては養介護施設従事者及び養護者による虐待により、一時的に被虐待者を分離・保護する必要がある場合には、本事業の利用が可能であるので、積極的な活用について検討をお願いします。

5

## 平成21年度における虐待防止法に基づく対応状況等 －市町村における体制整備状況－

体制整備状況	実施済	未実施	20実施済
対応窓口部局の住民への周知(平成21年度中)	84.9%	15.1%	85.2%
独自の対応マニュアル、業務指針等の作成	53.9%	46.1%	46.2%
地域包括支援センター等関係者への研修	76.0%	24.0%	73.5%
講演会、広報紙等による住民への啓発活動	68.6%	31.4%	68.6%
居宅介護事業者への法の周知	70.9%	29.1%	71.4%
介護保険施設への法の周知	62.9%	37.1%	63.7%
「早期発見・見守りネットワーク」構築の取組	67.0%	33.0%	62.1%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」構築の取組	48.9%	51.1%	44.1%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」構築の取組	46.2%	53.8%	41.1%
成年後見制度市町村申立への体制強化	68.4%	31.6%	64.2%
警察署担当者との協議	54.0%	46.0%	49.9%
老人福祉法の措置に必要な居室確保に係る調整	57.9%	42.1%	54.5%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	75.5%	24.5%	
セルフネグレクトの早期発見の取組や相談等	74.8%	25.2%	

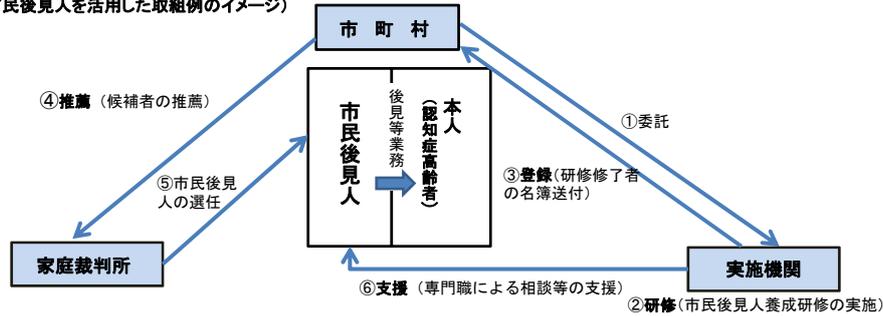
「平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」 6

## 市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって高齢者の権利擁護を推進する。

- ※1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計 208万人（平成22年）→ 323万人（平成37年）  
 ※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成22年 30,079件）  
 そのうち首長申立の件数 1,876件（平成20年）→ 2,471件（平成21年）→ 3,108件（平成22年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



### 介護サービスの基盤強化のための 介護保険法等の一部を改正する法律 （老人福祉法第三十二条の二を新設）

#### ○老人福祉法

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（後見等に係る体制の整備等）

第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行



【講義 1】

研修の目的とねらい

講師：山田 祐子

# 講義1

## 研修の目的とねらい

社団法人 日本社会福祉士会

1

## 講義のねらいと構成

### ねらい

本研修の目的を理解するとともに、研修のテキストである「手引き」と体制整備について概説する。

### 構成

1. 本研修の目的
2. 手引きについて
  - (1) 検討の経過
  - (2) 手引き策定のねらい
  - (3) 手引きの特徴
3. 養護者による高齢者虐待対応への体制整備
  - (1) 市町村の責務と役割
  - (2) 都道府県の責務と役割
  - (3) 国の責務と役割

\* 手引き: 第3章 P.17~28参照

2

# 1. 本研修の目的

法第19条

【都道府県の援助等】

- ①虐待対応従事者研修の実施 → 講義2
- ②市町村の体制整備への必要な援助
- ③市町村が行う虐待対応への必要な援助→講義4

3

# 2. 手引きについて

## (1) 検討の経過

【日本社会福祉士会の取り組み】

高齢者虐待対応の体制整備と従事者の専門性の向上を目指して、平成19年度から平成22年度にかけて、高齢者虐待対応に関する調査研究を行ってきた。 → 「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル」を提示

【研究事業の展開】 以下すべて老人保健健康増進等事業にて実施

- 平成19年度 虐待対応の基本的視点、方法を明確にするため虐待対応ソーシャルワークモデルに関する研究を実施
- 平成20年度 研修テキスト及び組織的かつ根拠のある虐待対応を可能とするための「高齢者虐待対応帳票（社団法人日本社会福祉士会作成）」（以下、「高齢者虐待対応帳票」という。）を開発
- 平成21年度 高齢者虐待対応現任者のための研修テキストとして「高齢者虐待対応ソーシャルワークモデルに基づく実践ガイド」を発刊
- 平成22年度～ 都道府県社会福祉士会を実施主体に統一プログラムによる「高齢者虐待対応現任者標準研修」を全国的に実施
- 平成22年度 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」の策定および配布

※日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会との合同検討

## (2) 手引き策定のねらい

- 5年間の現場での実践の蓄積と市町村の体制整備の現状を踏まえ、「養護者による高齢者虐待」に対する対応の標準化を目指し、「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」(以下、「手引き」。)を策定
- 市町村における適切な虐待対応と体制整備を促進させるために策定

※本研修は、「手引き」に基づき実施

◎「手引き」は厚労省老健局より、平成23年3月の「認知症施策全国担当者会議」で「参考図書」として配布。

5

## (3) 手引きの特徴

- (1) 高齢者虐待対応の各段階の明確化  
「初動期段階」「対応段階」「終結段階」
- (2) 組織的決定と評価の明確化  
組織的判断・決定の場として、「コアメンバー会議」、「虐待対応ケース会議」、「評価会議」の3つの会議を定式化
- (3) 法的根拠の明確化 → 講義4
- (4) 市町村の高齢者虐待対応担当部署と地域包括支援センターの役割分担
- (5) 高齢者虐待対応体制を整備するツールとしての帳票  
「高齢者虐待対応帳票」を例示 → 講義2
- (6) 実践上のヒント

6

### 3. 養護者による高齢者虐待対応 への体制整備

7

#### (1) 市町村の責務と役割

##### 1) 高齢者虐待防止法の規定

《高齢者への対応に関する項目》

- 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言(第6条)
- 通報又は届出を受けた場合の守秘義務(第8条)
- 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応についての協議(第9条第1項)
- 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求(第9条第2項、第10条)
- 立入調査の実施(第11条第1項)
- 立入調査の際の警察署長に対する援助要請(第12条第1項)
- 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限(第13条)
- 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介(第27条第1項)
- 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求(第27条第2項)

8

### 《養護者支援に関する項目》

- 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言  
その他必要な措置(第14条第1項)
- 養護者に対する負担軽減のために、高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室の確保(第14条第2項)

9

### 《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備(第3条第1項)
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置(第3条第2項)
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動(第3条第3項)
- 専門的に従事する職員の確保(第15条)
- 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第16条)
- 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知(第18条)
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置(第28条)

10

## 市町村が整備すべき体制

- 1) 相談・対応窓口の設置、周知及び時間外対応
- 2) 市町村による判断とそのための協議の場の設定
- 3) 連携協力体制の整備
  - ① 庁内関係部署との連携
  - ② 地域包括支援センターとの連携  
高齢者虐待防止法に規定する、委託可能な事務の内容
  - ③ 関係機関とのネットワークの構築
- 4) 要綱やマニュアルの整備  
【参考】要綱に記載することが望まれる項目例
- 5) 専門的人材の確保・育成  
【参考】養護者からの不当な要求等への対応

11

## (2) 都道府県の責務と役割

### 1) 高齢者虐待防止法の規定

《高齢者への対応に関する項目》

- 市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助(第19条第1項)

《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備(第3条第1項)
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置(第3条第2項)
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動(第3条第3項)
- 市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言(第19条第2項)
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置(第28条)

12

## 2) 都道府県に期待される役割

- ①市町村が行う虐待対応を支援するために必要な体制の整備
  - ア. ネットワークの構築や協定締結に基づく関係機関からの情報収集支援
  - イ. 居室確保のための支援
  - ウ. 広域での社会資源の調整
  - エ. 市町村に対する専門的な支援
- ②専門的人材の育成
  - ア. 専門的人材の育成
  - イ. 事例の検証
- ③老人福祉法や介護保険法に規定されていない施設における虐待への対応 → 「手引き」第九章(P155～)

13

## (3) 国の責務と役割

### 1) 高齢者虐待防止法の規定

《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備(第3条第1項)
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置(第3条第2項)
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動(第3条第3項)
- 高齢者虐待の事例分析、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の支援に資する事項についての調査及び研究(第26条)
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置(第28条)

### 2) 事例検証や調査・研究の役割

14

【講義 2】

高齢者虐待対応現任者標準研修プログラムと帳票

講師：塚本 鋭裕

## 講義2

# 高齢者虐待対応現任者 標準研修プログラムと帳票

社団法人 日本社会福祉士会

1

## 講義のねらいと構成

### ねらい

虐待対応の流れを理解し、事実確認や組織的合意形成のためのツールとしての帳票活用の必要性を理解する。

虐待対応の中心的役割をなす、市町村職員及び地域包括支援センター職員に向けた研修の内容と必要性を理解する。

### 構成

1. 虐待対応の流れの理解と帳票活用の意義
2. 高齢者虐待対応現任者標準研修の内容

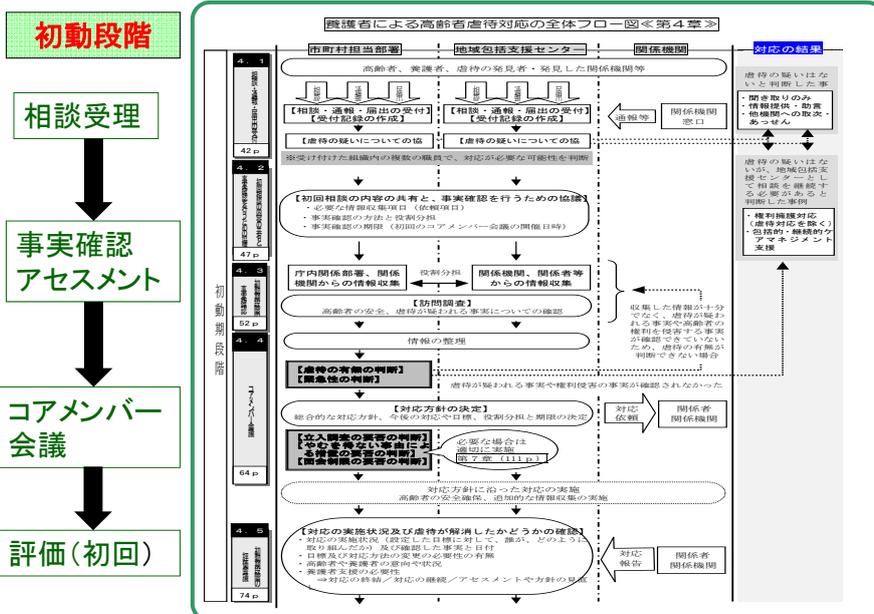
2

# 虐待対応の流れ

3

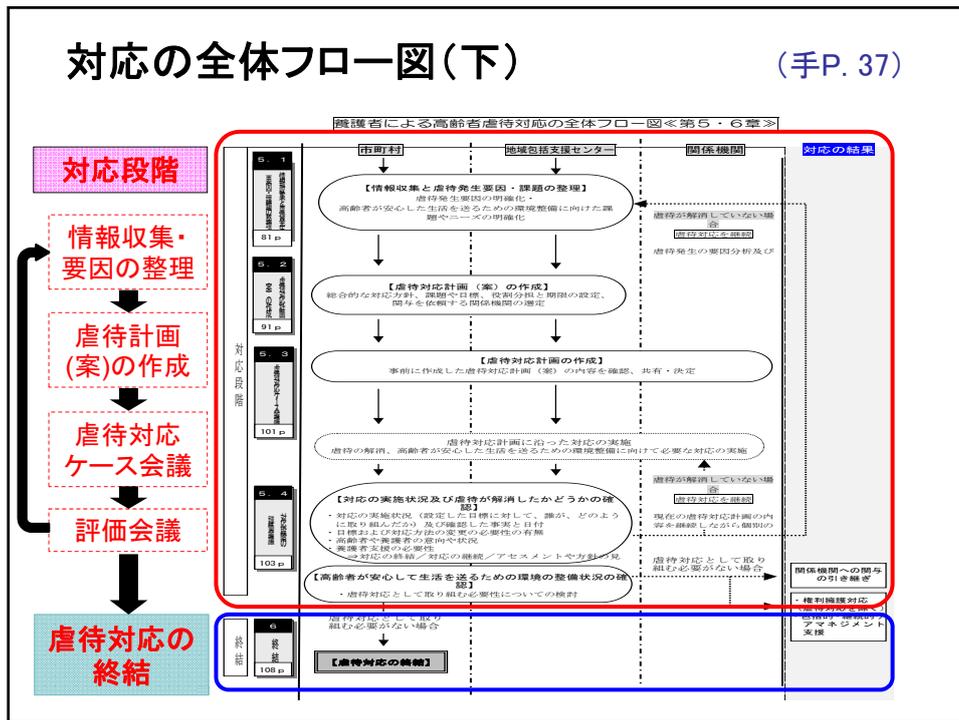
## 対応の全体フロー図(上)

(手P. 36)



# 対応の全体フロー図(下)

(手P. 37)



## ◆初動期段階

- ・初動期段階では、**高齢者の生命・身体の安全確保が最優先**となる。
- ・初動期段階とは、高齢者虐待を疑わせる相談や通報、届出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応と、対応への**評価まで**をさす。

#### ◆ 対応段階

・対応段階では、高齢者の生命・身体の安全確保を常に意識しながら、**虐待の解消と高齢者の生活の再構築を実現するために必要な対応を行う**ことが目的となる。

・対応段階とは、虐待と認定した事例に対して、「**情報収集と虐待発生要因・課題の整理**→虐待対応計画(案)の作成→虐待対応ケース会議(虐待対応計画案の協議・決定)→計画の実施→対応段階の評価会議→(評価の内容に応じて)必要な情報収集と整理→虐待対応計画の見直し～**終結**」という循環を繰り返す流れをさす。

7

#### ◆ 終結段階

・虐待対応の終結にあたっては、「**虐待が解消されたこと**」と「**高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったこと**」が要件となる。

・虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要がある。

8

## 帳票活用の意義

9

## 帳票の構成

帳 票 名
相談・通報・届出受付票(総合相談)
高齢者虐待情報共有・協議票
事実確認票
アセスメント要約票
高齢者虐待対応会議記録・計画書～コアメンバー会議用～
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書
高齢者虐待対応評価会議記録票

- 各帳票は関連性を持って、アセスメント⇒対応計画⇒評価⇒  
終結へとつながる。
- 市町村職員と地域包括支援センターが同じ帳票を使用すること  
で情報の共有、不足情報を明らかにし、組織的な合意形成  
を図りながら、対応方針を統一していくことができる。

10

## 帳票の目的

- 適切な虐待対応を導く「一つのツール」として活用することで虐待対応の**標準化、明確化、共有化、効率化**を目指す
- 特に、市町村と地域包括支援センターの**共通認識、協働作業**を進めるために必要
- 帳票活用導入(必要な手順や確認作業)を行うことで、虐待対応における**市町村の体制整備の間接的な支援**を目指す

11

### ① 標準化

組織として虐待対応の枠組みを作り、**システム(対応)を標準化**することで、虐待対応の各段階で実施すべき事項を確認できるものとする。**誰でも同じ状況で同じ対応ができるようにする。**

### ② 明確化

虐待対応の各段階で、様々な判断、決定が求められる。集まった情報をいつ、どのような場面で、**何を根拠に判断をしたのかについて明らかにする。**

12

### ③ 共通化

虐待対応は市町村と地域包括支援センターとの連携が求められる。チームアプローチを実践するにあたり、双方が**情報の共有と集積を図っていく**ことが重要。

### ④ 効率化

帳票活用を進めることで高齢者虐待対応に限らず、**地域包括支援センターの業務の効率化にも寄与**すること。

13

## 「高齢者虐待対応帳票」

手引き P.179～187

帳 票 名
相談・通報・届出受付票(総合相談)
高齢者虐待情報共有・協議票
事実確認票
アセスメント要約票
高齢者虐待対応会議記録・計画書～コアメンバー会議用～
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書
高齢者虐待対応評価会議記録票

相談・通報・届出受付票(総合相談)

相談・通報・届出受付票(総合相談)	
<p><b>相談者の情報</b></p> <p>氏名: _____ 受付方法: <input type="checkbox"/>電話 <input type="checkbox"/>来所 <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>相談者(通報者): 本人と <input type="checkbox"/>家族 <input type="checkbox"/>近所住民 <input type="checkbox"/>警察 <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>生年月日: _____ 性別: _____ 職業(就労形態): _____</p>	
<p><b>高齢者本人の状況 高齢者本人の意向</b></p> <p>住所: _____ 電話番号: _____ 住居形態: <input type="checkbox"/>単身 <input type="checkbox"/>世帯 <input type="checkbox"/>同居 <input type="checkbox"/>施設入居( )</p> <p>健康状態: <input type="checkbox"/>良好 <input type="checkbox"/>要介護 <input type="checkbox"/>要支援 <input type="checkbox"/>その他( )</p> <p>認知症: <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>生活保護受給: <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>本人の意向(虐待防止、要介護申請、要支援申請、要介護申請など)を記入してください。</p>	
<p><b>家族状況 (ジェノグラム)</b></p> <p>家族構成: _____</p>	<p><b>介護者の状況</b></p> <p>介護者: _____</p>
<p><b>主訴・相談の概要</b></p> <p>相談内容(虐待の種類、状況、経過、対応状況など)を記入してください。</p>	
<p><b>今後の対応</b></p> <p>対応方針: <input type="checkbox"/>継続 <input type="checkbox"/>終了 <input type="checkbox"/>その他( )</p>	

高齢者の生命、  
身体の安全確認は、最優先

総合相談の中でまぎれてしまいがちな虐待のサインを列挙してある。  
相談内容の中に虐待の可能性を感じたら、チェック、記入する。

情報源を明確化

総合相談としてどう対応するかを、**地域包括支援センター**内で協議する(個人の見落としを防ぐ)組織として判断する！ 15

高齢者虐待情報共有・協議票

高齢者虐待情報共有・協議票	
<p><b>虐待の可能性(通報段階)</b></p> <p>虐待の可能性: <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p>	
<p><b>情報収集依頼項目</b></p> <p>依頼日時: _____ 依頼先: _____ 依頼方法: (電話 訪問 その他)</p> <p>依頼内容: _____</p>	
<p><b>事実確認の方法と役割分担</b></p> <p>協議日時: _____ 協議場所: _____</p> <p>協議者: _____ 連絡先: _____</p> <p>事実確認の方法: _____</p>	

虐待の可能性の判断は組織内で協議して行う

行政との協議

事実確認票-チェックシート

確認者： \_\_\_\_\_ 確認日時： \_\_\_\_年\_\_月\_\_日 時\_\_分～ \_\_\_\_年\_\_月\_\_日 時\_\_分

高齢者本人氏名	性別	性別	生年月日	〒	市	区	年齢	歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 未所 <input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> その他 ( )							
確認時の目録	<b>発言・状態・行動・態度</b>							
【本人】	<b>高齢者本人</b>							
【養護者】	<b>養護者</b>							
【第三者】： ( )	<b>第三者</b>							
虐待の全体状況								
虐待の発生状況								

事実確認票(表面)

重要

←

※表面の事実確認項目「サイン」を利用して事実確認を行う。  
社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.Ⅱ (出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

17

事実確認項目(サイン)

確認項目	サイン	確認方法・確認者
身体的虐待	虐待行為の有無	本人、養護者、第三者、その他
心理的虐待	虐待行為の有無	本人、養護者、第三者、その他
経済的虐待	虐待行為の有無	本人、養護者、第三者、その他
性的虐待	虐待行為の有無	本人、養護者、第三者、その他
介護的虐待	虐待行為の有無	本人、養護者、第三者、その他
その他	虐待行為の有無	本人、養護者、第三者、その他

事実確認票(裏面)

確認日

確認項目・具体的内容

確認方法・確認者

太字

太字

事実確認票(裏面)は  
 リスクアセスメントシート  
 を兼ねている。太字下線  
 部の部分にあてはまる  
 事実がある場合はコアメ  
 ンバー会議で緊急保護  
 の検討を行う必要あり。

太字

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver.Ⅱ (出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

18

アセスメント要約票(表面)

アセスメント要約票		社会計画	項目番号
高齢者本人の希望	健康状態	危機への対処	成年後見制度の利用・各種制度利用
経済情報	エコマップ	生活状況	

虐待発生リスク

社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver. II (出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

19

アセスメント要約票(裏面)

養護者の希望	健康状態等	介護負担	就労状況・経済状況	近隣との関係	家族関係	近隣・地域住民、地域の社会資源、関係者・関係機関の関わり等	全体のまとめ
--------	-------	------	-----------	--------	------	-------------------------------	--------

虐待発生リスク

虐待対応会議記録・計画書の「総合的な対応方針」につながる。

20



## 高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)

第1表		高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     決裁欄  <small>決 議</small> </div>	
高齢者本人氏名	姓	計画作成段階	見直し	措置解除	虐待終結
計画作成者所属	地域包括支援センター	計画の作成回数	回目	(初回計画作成日)	年 月 日
計画作成者氏名		計画作成日	年 月 日	会議日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
会議目的	<b>会議目的</b>	出席者	<b>出席者</b>		
高齢者本人の意見・希望	<b>高齢者本人の意見・希望</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <b>エコマップ</b> </div>			
養護者の意見・希望	<b>養護者の意見・希望</b>				
総合的な支援の方針	<b>総合的な支援の方針</b>				
<small>社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver. II (出典: 東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)</small>					

## 高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

第2表		高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     決 議 (例)                      決 裁 欄                 </div>	
対象	課題	目標	対応方法(具体的な役割分担)		
			何を・どのように	関係機関・担当者等	実施日時・期間/評価日
優先順位	<b>課題</b>	<b>目標</b>	<b>何を・どのように</b>	<b>誰が</b>	<b>いつ</b>
その他の家族関係					
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項など(虐待終結に向けた課題等を記載)			計画評価予定日	<b>計画評価予定日</b>	
<b>対応が困難な課題</b>					
<small>*記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入 社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver. II (出典: 東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)</small>					

# 高齢者虐待対応評価会議記録票

高齢者虐待対応評価会議記録票				決 登 欄(例)		
高齢者本人氏名	殿	理事長	係長	担当者		
計画作成者所属	地域包括支援センター	イ 回数		日	年	月
計画作成者氏名		会議日時	年	月	日	時
		出席者	氏名	氏名	氏名	氏名
			氏名	氏名	氏名	氏名
			氏名	氏名	氏名	氏名
<b>ア 会議の目的</b>						
<b>ウ 課題番号</b>	<b>エ 目標</b>	<b>オ 実施状況</b>	<b>確認した事実・日付</b>		<b>オ 目標達成状況 目標・対応方法の変更</b>	
<b>カ 虐待発生のリスク状況</b>		<b>キ 高齢者本人・養護者の状況</b>				
虐待種別 判定 1. 身体的虐待 2. 経済的虐待 3. その他		高齢者本人の状況(意見・希望) 養護者の状況(意見・希望)			養護者支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
<b>ク 新たな支援計画の必要性</b>	<b>ケ 評価結果のまとめ</b>		<b>コ 今後の対応</b>			
	虐待発生 アセ その他		1. 特 2. 各 3. 其			

25  
社団法人日本社会福祉士会 作成 Ver. II (出身地 東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」を参考に作成)

## 帳票の効果

### ① 虐待対応システムを確立するためのツールとしての機能

- ・誰が事実確認に行っても見落としを防げるようになってきた。
- ・支援計画書によって役割分担が明確になり、委託包括としても動きやすい。
- ・関係者が多い場合でも意思疎通が可能になった。

### ② 自分たちの対応を見直すきっかけとしての気づき

- ・虐待認定の必要性を共有できる仕組みができた。
- ・帳票を活用することで、経験的な対応から統一され判断の根拠をもって考え、記録化できるようになってきた。

## 帳票活用を通してシステム作りへ

### 1 地域包括支援センターと市町村担当課との連携や役割分担を明確にするために

- ①相談通報受付段階での「虐待の疑い」を判断する根拠、方法を確立する

高齢者虐待情報共有・協議票と事実確認票の活用

- ②通報内容共有段階における、市町村担当課への連絡基準を明確にする

高齢者虐待情報共有・協議票と事実確認票の活用

- ③虐待の有無と緊急性の判断を行うメンバーや方法を統一する

アセスメント要約票 高齢者虐待対応会議記録・計画書の活用

27

## 帳票活用を通してシステム作りへ

### 2 適切な進行管理を行うために

- ①虐待の要因や課題の抽出・分析から虐待対応の終結を意識した支援計画を立案するために

アセスメント要約票 高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書の活用

- ②虐待対応の流れに評価をきちんと位置づけるために

高齢者虐待対応評価会議記録票の活用

28

## 高齢者虐待対応現任者標準研修 の内容

(以下、高齢者虐待対応現任者標準研修を「標準研修」という)

### 標準研修統一プログラム

研修全体は3日間のコースで6科目17.5時間。  
うち、4科目11.5時間を演習にあて、より実践と結び  
つけた内容にしている。

#### 1日目

- 高齢者虐待防止法と市町村の責務(講義)
- 高齢者虐待対応と権利擁護(講義)
- 初動期段階(講義と演習) 事実確認、アセスメント、  
コアメンバー会議の開催、支援計画書作成等

#### 2日目

- 対応段階(講義と演習) 対応会議、支援計画書作成  
による役割分担と目標設定等
- 評価と終結(講義と演習)  
評価会議等における終結の確認

#### 3日目

- 総合演習(初動体制、支援計画、評価)  
相談受付以降終結までの一連の流れ

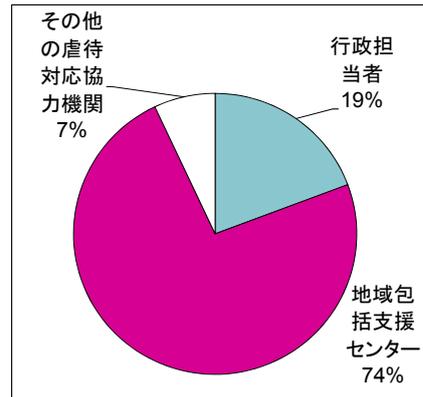
## 標準研修統一プログラムの内容

- ① 高齢者虐待対応における一連の過程を「初動期段階」「対応段階」「終結段階」で表示し、今どの段階の対応なのかを意識することができるようにしている。
- ② 高齢者虐待対応における組織的な対応方針の決定とその評価を行うことの重要性から、組織的判断・決定の場として、「コアメンバー会議」「虐待対応ケース会議」「評価会議」の3つの会議を定式化している。
- ③ 高齢者虐待対応は、高齢者の生命や身体を保護するための法的根拠に基づく介入が必要となる。虐待対応の各段階で根拠となる法の解説も加えている。
- ④ 高齢者虐待対応は、市町村を責任主体として高齢者虐待対応協力者と連携して進めることになる。その中心となる市町村担当部署と地域包括支援センターの役割分担を明確にしている。
- ⑤ 高齢者虐待対応のプロセスを明らかにし、虐待対応従事者のスキルの平準化、対応方針を統一するツールとして「高齢者虐待対応帳票」を活用している。

## 2010年度 標準研修の結果

- ◆ 実施都道府県 4 1
- ◆ 受講者数 約2,100名
- ◆ 受講者の内訳 ※20の都道府県社会福祉士会の実施報告より

1. 所属先	
行政担当者	19.3%
包括支援センター	73.7%
他の虐待対応協力機関	7.0%
2. 職種	
社会福祉士	57.0%
保健師	13.6%
主任ケアマネ	10.0%
行政職	13.1%
その他	6.3%



## 標準研修での地域包括支援センター及び市町村職員の見解

※受講者アンケートより

- 受付段階しか、帳票を作成していなかった。事実確認や対応における帳票が示されたことで対応の流れが理解できた。
- 帳票を活用することで、情報の整理、対応方針の統一、お互いの役割が明確になった。行政とのやり取り、整理ができる。
- 関係者間で評価を行うことで対応方針、支援内容の見直し等の大切さを再認識できた。
- 虐待における対応計画のなかで終結を目指した対応の必要性が理解できた。

- 事実確認や組織的対応の必要性は理解できたが、帳票を含めた虐待対応の流れを現場に持ち帰って実践するまでには至っていない。
- 包括支援センターの社会福祉士だけが理解できても対応できない。他の職種や行政担当者も研修に参加させたい。
- 行政職員の人事異動も早く、組織的な対応になかなかきれない。
- 手引きが配布されてきたので、手引きの内容と合わせ、行政職員と一緒に再度学び直したい。

体制整備を含めて、標準研修の継続的实施が必要

## 都道府県と連携した標準研修の実施状況

※巻末資料参照

2010年度 都道府県士会の実施状況報告から

共催； 12県  
事業委託；8府県  
後援； 7県

☆協力が得られた内容☆

会場の確保(県の施設や借り上げ料)、講師費用、メールやチラシ郵送による開催案内、資料の印刷、テキストの購入等の協力⇒虐待、権利擁護関連事業費の活用

※都道府県の協力で参加者の確保に効果がある  
共同で実施することでパートナーシップ関係が築けた



【講義 3】

高齢者虐待対応と権利擁護

講師：田村 満子

## 講義3

# 高齢者虐待対応と権利擁護

社団法人 日本社会福祉士会

1

## 講義のねらいと構成

### ねらい

高齢者虐待が高齢者に対する重大な権利侵害であることを理解し、高齢者虐待対応の基本となる権利擁護の重要性を学び、高齢者虐待防止法第19条に基づく市町村への援助が権利擁護の視点から行えるようになる。

### 構成

1. 権利擁護の理解
2. 権利擁護の視点と重要性
3. 高齢者虐待対応の基本的な考え方と視点
4. 高齢者虐待対応の未然防止・早期発見の取り組み

2

## 権利擁護の理解

(手引き 第2章 P12)

3

### 虐待は最も重大な権利侵害である

- 虐待を受け続けることにより、恐怖と不安に追い込まれ、安心・安全な生活が脅かされる。
- 被虐待高齢者は、生きる力を奪われ、パワレス状態（無気力状態）に陥り、助けを求めることすらできない状態となる。
- 生命の危険にもさらされる虐待は、「非日常の中で起きている非常事態」ととらえ、緊急に介入する必要がある。
- 虐待対応の第一義的な責務を担う市町村は、虐待の生じている事実をとらえ、被虐待高齢者の置かれた状況を理解した上で、虐待対応を適切に行う必要がある。

4

## 高齢者虐待対応の目的

- 現時点で起きている虐待の事実に着目し、なぜ虐待が生じたのか、という背景や要因を探り、一刻も早い虐待の解消が必要である。
- 高齢者であっても一人の人間としてその人らしく生きるために、高齢者自身の意思を十分に引き出し、寄り添い、高齢者の安全で安心な生活を再構築し、住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持すること。



『高齢者の権利擁護を実現させること』

5

## 法制度を活用した介入

- 権利擁護は、『すべての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう介入するもの』である。
- 重大な権利侵害があるときには、高齢者虐待防止法などの法制度を活用した支援を行う必要がある。
- 高齢者虐待対応は、利用者の依頼や契約に基づく支援とは異なり、法的根拠に基づき、虐待を受けている高齢者の生命や身体を保護し、安全で安心な生活を再構築するための介入である。 6

# 高齢者虐待対応の 基本的考え方と視点

(手引き 第2章 P13~)

7

## 高齢者への支援の視点

### ①自己決定への支援

○虐待対応では、無視され続けたり、暴力を受けたりすることで、生きる力と自信を失い無気力状態となっている心理状況を理解し、本来持っている力を引き出す関わりを行い、本人の自己決定を支援する。

○認知症があっても、表情や家族、関係者とのやりとりの反応を観察したり、認知症発症前の本人の性格や希望などを周囲から聞き取るなど、本人の意向をできるだけ考慮する。

8

## ②本人保護と危機介入

- 虐待対応では、高齢者自身が介入や分離保護を拒否しても、客観的に、高齢者の生命や身体、財産が危機的状況に置かれている場合は、専門的な判断と根拠に基づき、高齢者の安全・安心が確保されるようにしなければならない。
- 「自己決定の尊重」よりも「高齢者の安全・安心の確保」を優先させることがある。



判断は、**市町村の責任**により行われる



都道府県による市町村への適切な助言<sup>9</sup>

## ③高齢者が安心して生活を送るための環境整備

- 虐待対応では、高齢者の置かれている現在の状況に加え「生活全体」や「人生全体」を意識して支える視点が重要となる。
- 虐待の解消後は、高齢者が主体的に生きられるような生活や人間関係の再構築を目指した支援を考える必要がある。

## 養護者への支援の視点

### ■高齢者虐待防止法第6条(相談・指導・助言)

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

### ■高齢者虐待防止法第14条(養護者支援)

1 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

■養護者支援は、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向け、必要な場合に適切に行われること。

11

## ①高齢者と養護者の利害対立への配慮

○虐待対応では、一人の対応従事者が高齢者、養護者への対応を行った結果、それぞれの利益が対立し、根本的な問題の解決ができなくなること避けること。



○高齢者への支援と養護者への対応は、それぞれ別の対応従事者によって行われる必要がある。

12

## ②虐待の発生要因と関連する課題への支援

○家庭内における虐待は、さまざまな要因によって引き起こされる。

○養護者に虐待の発生要因となる

- ・ 障害や疾患
- ・ 介護負担や生活上の課題 等がある。



○必要な支援に結びついていない場合は、関係機関と協力し、養護者支援に取り組む。

13

## 虐待対応のプロセスにおける留意点

①相談・通報・届出の受付後は複数の目で確認

⇒様々な相談の中から虐待の疑いを見逃さないために、市町村の責務として複数の職員の中で確認や協議をし、虐待の有無、緊急性の判断を行うこと。

②目標や対応方針の設定、計画立案の根拠となる情報収集

⇒虐待対応の各段階における判断の根拠となる情報収集と整理・分析を行うこと。

③虐待の解消と環境整備を意識した要因分析と課題の抽出

⇒虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備を意識した虐待発生<sup>14</sup>の要因分析と課題の抽出、虐待対応計画への反映を行うこと。

#### ④虐待対応計画の作成

⇒虐待の解消と高齢者が安心した生活を送るため、関係機関と目標や課題を共有し、支援計画には、「いつまでに」「誰が」「何をするのか」期限を区切り、役割分担を明確にした上で、チームアプローチで対応すること。

#### ⑤虐待対応計画の評価と終結

⇒虐待対応が終結しないことは、高齢者の権利が侵害され続けていることを意味し、常に終結を意識した対応が重要となる。  
市町村の判断や対応が適切か、課題の解決につながったか、など検証し、適切に進行管理を行うため、期限を区切り虐待対応計画を評価することが重要。  
虐待の解消と安心・安全な生活を送るための環境が整備された場合は、虐待対応を終結する。<sup>15</sup>

### 組織的な虐待対応の視点

#### ■チームアプローチと全体調整の必要性

- 複数の複雑な要因から虐待が生じることもあり、虐待解消後の生活の再構築まで視野に入れた支援が不可欠。
- 対応期間中は、市町村が全体の対応状況を把握し、関係機関が虐待対応チームとして各段階で関与するため、関係機関の調整機能が必要。

#### ■常に迅速な対応を意識する

- 時間の経過とともに高齢者の生命や身体が危機的状況に置かれていくなど深刻化することも予想されるため、時間外にも対応できるよう関係者や住民に周知する必要。

<sup>16</sup>

## ■必ず組織的に対応する

- 担当者一人で判断することを避け、組織的な対応を行うことが基本。
- 相談・通報・届出を受付後は、組織で協議し、内容を市町村担当部署と地域包括支援センター間で共有すること。
- 少しでも虐待の可能性がある場合は、虐待対応を行い、緊急性や市町村の権限行使などの判断や決定についても、必ず組織的に協議し、決定すること。
- 高齢者の安全や事実確認の調査は、担当者一人に過度の負担や責任が及ばないようにし、客観性を確保する観点から必ず複数の職員で対応すること。

17

## ■適切に権限を行使する

- 生命や身体、財産の侵害から高齢者を保護し、安全で安心な生活を再構築するために、『立入調査』や『やむを得ない事由による措置』など市町村の有する権限の行使が必要な場合には、適切に市町村権限を行使すること。

⇒ 手引き第7章（P111～）

18

## ■ 『権利擁護』に基づく都道府県の援助

高齢者虐待への対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下で生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させることを目的に行なうこと。

都道府県 ↔ 市町村

- 市町村相互の連絡調整
- 市町村に対する情報の提供とその他の援助
- 市町村が行う措置の適切な実施に向けて必要な助言

19

## 高齢者虐待の未然防止・ 早期発見の取り組み

(手引き 第2章 P12)

20

## 虐待を未然に防ぐためのアプローチ

### ■虐待の発生する要因を低減

- 権利意識の啓発、認知症等の理解や介護知識の周知
- 介護保険制度の利用促進による養護者の負担軽減
- 孤立している高齢者世帯への関係者による働きかけ

21

## 虐待の早期発見・早期対応

### ■未然防止・早期発見・早期対応の仕組み

- 問題が深刻化する前の発見
- 民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力・連携
- 地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発
- 保健・医療・福祉関係機関等との連携体制の構築
- 相談・対応窓口の周知

22

【講義 4】

高齢者虐待防止法の解説

講師：延命 政之

## 講義4

# 高齢者虐待防止法の解説

社団法人 日本社会福祉士会

1

## 講義のねらいと構成

### ねらい

高齢者虐待防止法のスキーム、市町村・都道府県の責務、並びに市町村・都道府県が実施する虐待対応の内容と根拠を明確にする。

### 構成

1. 養護者による高齢者虐待のとらえ方 (第1章)
2. 養護者による高齢者虐待対応への体制整備(第3章)
3. 市町村権限の行使 (第7章)
4. 第三者による財産上の不当取引による被害の防止 (第8章)
5. 老人福祉法や介護保険法に規定されていない施設における高齢者虐待への対応 (第9章)

2

## 第1章 養護者による高齢者虐待のとりえ方

### 1 養護者による高齢者虐待の定義(2条4項)

- i **身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii **介護世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii **心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv **性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v **経済的虐待**：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」ととらえ、高齢者虐待防止法の対象となる行為を規定したもの。

3

※ 「**暴行**とは人に向かって不法なる物理的勢力を發揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。

身体的虐待における**暴力的行為**とは、刑法上の「**暴行**」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができる。

4

**Q1：なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。**

⇒ 虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えること。

その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には養護者も支援する。保護や支援の対象を明確にするために、虐待と認定することが重要。

相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置付けるためになされるもの。また、高齢者虐待と認定することで、市町村権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能になる。

高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問わない。

客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていることが確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要がある。

5

※手引き P7

**Q6：言葉による暴力や脅し、恥をかかせるなどは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。**

⇒ 心理的苦痛の程度は、高齢者の受け止め方や、長年の家族関係が影響しますが、最終的に高齢者の気持ちを確認する必要がある。

高齢者が、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には、虐待と認定し、必要な対応を行うことが求められる。

例えば、毎日怒鳴られ続けたり、叩かれる真似をされ続けていたことに加え、高齢者がおびえている場合には、心理的虐待単独で認定できる。

一方、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性がある。

例えば、養護者が高齢者の下半身を下着の状態で放置し、高齢者がそれを苦痛と感じている場合などは、性的虐待と心理的虐待に該当する。

高齢者が精神的に苦痛を感じている場合には、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、心理的虐待の疑いの事実の有無について、正確に事実確認を行うことが重要。

6

※手引き P8

**Q8：高齢者本人が必要な医療や介護保険サービスを拒否したり、自ら不衛生な住環境で生活している場合（セルフネグレクト）、どのように対応すればよいでしょうか。**

⇒ 高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ状態などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他者に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の権利が侵害されている事例  
→ セルフネグレクト（自己放任）

虐待の5類型には該当しないが、高齢者の権利利益が客観的に侵害されていることには変わらない。

例えば、

- ① 判断能力が低下している場合、
  - ② 本人の健康状態に影響が出ている場合、
  - ③ 近隣との深刻なトラブルになっている場合など
- 支援が必要かどうかを総合的に判断し、虐待に準じた対応をすべき。

※手引き P9

## 第3章 養護者による高齢者虐待対応への体制整備

### 3-1 養護者による高齢者虐待対応への体制の整備

#### 3-1-1 市町村の責務と役割

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速な保護及び養護者に対する適切な支援については、**市町村が第一義的な責任を負う。**

市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、**虐待対応をすべき作為義務**があるのにその**権限を行使せず**、その結果、**高齢者の生命や身体、財産に損害**が生じた場合、市町村は国家賠償法1条1項に基づき**損害賠償の責任を負う**可能性がある。

重要なのは、具体的な虐待対応の場面で、積極的に対応をすべき**作為義務**があるにも拘わらず、**市町村が適切な対応をしないことは違法**であるという認識。

コアメンバー会議や虐待対応ケース会議などで、**具体的な場面において市町村として何をなすべきか見極める**ことが必要。

8

## 国家賠償法

**第1条** 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

## 不真正不作为犯 ... 刑法上の概念

構成要件上作為を予定している犯罪を、不作为で実現する場合をいう。

- ① 作為義務が存在すること  
不作为が義務違反になることを意味する。  
法令、契約、事務管理のほか、慣習や条理によっても発生する。
- ② 作為の可能性があること  
法は人に不可能を強いるものではない。
- ③ 作為の場合との構成要件的同価値性があること  
不作为が、構成要件に実行行為として規定された作為と法的に同価値のものと評価できること。

9

## 3-1-2 都道府県の責務と役割

### 《高齢者への対応に関する項目》

- 市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（第19条第1項）

### 《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置（第3条第2項）
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動（第3条第3項）
- 市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言（第19条第2項）
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置（第28条）

10

### 3-1-3 都道府県に期待される役割

#### ① 市町村が行う虐待対応を支援するために必要な体制の整備

- ア. ネットワークの構築や協定締結に基づく関係機関からの情報収集支援
- イ. 居室確保のための支援
- ウ. 広域での社会資源の調整
- エ. 市町村に対する専門的な支援

#### ② 専門的人材の育成

- ア. 専門的人材の育成
- イ. 事例の検証

#### ③ 老人福祉法や介護保険法に規定されていない施設における虐待への対応

11

### 3-1-4 国の責務と役割

#### 《体制整備に関する項目》

- 関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第3条第1項）
- 高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置（第3条第2項）
- 高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動（第3条第3項）
- 高齢者虐待の事例分析、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の支援に資する事項についての調査及び研究（第26条）
- 成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置（第28条）

## 3-2 虐待対応と個人情報の取り扱い

### (1) 個人情報保護に関する法律の規定

- 1) 個人情報保護法、高齢者虐待防止法で示された利用の制限等
- 2) 個人情報保護法の例外規定

#### 個人情報保護法第16条第3項及び第23条第1項の例外規定

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 略
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

13

### (2) 運用上の工夫

- 1) 個人情報保護条例に基づく庁内関係部署からの情報収集
- 2) 本人情報の第三者提供についての同意
- 3) ネットワーク構築や協定締結による関係機関からの情報収集

#### 市町村が行う虐待対応を支援するために必要な体制の整備

国・地方公共団体は、関係省庁相互間や関係機関・民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援等必要な体制整備に努める（第3条第1項）。

都道府県は、市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供等必要な援助を行う（第19条第1項）。

#### ネットワークの構築や協定締結に基づく関係機関からの情報収集支援

相談・通報を受けた市町村は、高齢者の生命、身体等の安全等の事実確認を行う。しかし、相手機関から個人情報保護を理由に情報提供を拒否され、市町村が対応や判断に必要な情報を得られないことがある。

都道府県には、虐待対応に関する関係機関からの情報提供は、個人情報保護法の例外規定に該当することの周知や、都道府県レベルでの高齢者虐待防止ネットワークを活用した、個人情報に関する協定締結などの支援が期待される。

→ 特に、医療機関。

14

## 第7章 市町村権限の行使

### 7-1 立入調査

養護者による虐待により、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき



市町村長は、担当部署の職員や直営の地域包括支援センター職員に、虐待を受けている高齢者の住所・居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる（第11条第1項）。

また、立入調査を実施する場合、市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めなければならない（第12条第2項）。

15

### 法の解説（立入調査）

法が「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれ」を立入調査の要件としているのは、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているような状況では、高齢者・養護者の住居の平穩（※）を侵害してでも、市町村に住居へ立ち入る強制権限を行使させる必要があるから。→ 立入の手段として有形力の行使（※）は認めていない。

立入調査の実施にあたっては、

高齢者の生命又は身体に**重大な危険が生じているかどうか確認**をする。

→ 明らかに重大な危険が生じている場合は立入調査が**必要**。

→ 重大な危険が生じていることは確認されないが、  
高齢者の生命、身体の安全が確認できない場合には、  
立入調査を実施することができる。

（高齢者の姿が長期にわたって確認できず養護者が訪問に応じない場合や、うめき声・泣き声などが確認される場合など）

高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれのある事例で、  
市町村が立入調査を実施せず、その結果、高齢者の安全を確保できなかった場合、**法的責任を問われる可能性**がある。

16

※「住居の平穩」とは、

住民の私生活の穏やかなさまを指す。

住民は、自分の住居において他人から干渉されず穏やかに生活するものであることを、法律用語では「住居の平穩」と言う。

法11条は、一定の要件を満たす場合には、立入調査により「住居の平穩」が害されてもやむを得ないという考えに基づき規定。

※「有形力の行使」における「有形力」とは、

物理的な力のこと言う。「有形力の行使」の典型は、

殴る、蹴るなど他者に暴力を振るうこと。物を破壊するなど器物損壊行為も「有形力の行使」に含まれる。

法11条は、立入の手段として「有形力の行使」までは認めていない。

17

#### 法の解説（警察への援助要請）

虐待を受けている高齢者や、立入調査を行う市町村担当部署の職員などの生命・身体の安全を確保する観点から、必要に応じて警察署長に対し援助を求め（第12条第2項）、警察官に立入調査の現場に臨場してもらったり、現場付近で待機してもらうことができる。

**警察官が立入調査の現場に臨場したり、現場付近で待機しているときに、養護者が暴行や脅迫等により、立入調査を妨害する場合や、高齢者や市町村担当者に対して加害行為が行われようとした場合**

⇒ これを阻止するため、警察官は警察官職務執行法第5条に基づき警告を発し、又は行為を制止し、あるいは警察官職務執行法第6条第1項に基づいて住居などに立ち入ることにより、養護者の妨害を止めさせることができる。

**養護者によって現に犯罪行為が行われている場合**

⇒ 刑事訴訟法第220条に基づき、現行犯として養護者を逮捕するなどの検挙措置を講じ、介入拒否を止めさせることも可能。

18

**Q1：養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも、立入調査を実施することができますか。**

⇒ 市町村の立入調査は、養護者や高齢者から訪問を拒否された場合でも実施できる。立入の拒否が予想される場合には、以下のような対応を検討すべき。

- ① 抵抗する養護者等が出入りする時間帯をチェックして、不在を見計らって施錠されていない居室に立ち入ることは可能
- ・ 鍵を壊したり、ドアを破るなど**有形力の行使**はできない。
  - ・ 不在を見計らって施錠されていない家に入ることは、**住居の平穩**は害されるが、**有形力は行使**されないので許される。
  - ・ 玄関での呼びかけに応答がない場合に立ち入り、結果として留守であったとしても、この立ち入りは許される。

※手引き P129

② ドアの開け閉めについて養護者を含めた家族から許されている親族に立ち会いを依頼し、立入調査を実施することは可能

このような親族は、住居へ立ち入る権限を有しているもので、その権限に基づいて住居に立ち入ることは許される。

他方、**管理人に事情を説明して合鍵を借り**、その鍵を利用して住居に立ち入ることまで許されているものではない。

なぜなら、管理人にはそもそも当該高齢者の居室の鍵をあける権限は付与されておらず、市町村が権限のない人に対して違法行為を教唆する（そそのかす）ことは許されないから。

この場合は、手をこまねいているのではなく、住居への立ち入りが許されている親族に立ち会いを依頼したり、養護者や高齢者を説得するなど他の方法を検討する。

また、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行うことが必要。

20

**Q4：小規模市町村では、職員と養護者とが顔見知りの場合もあり、立入調査を実施することが難しいのですが、都道府県に代行してもらうことはできますか。**

⇒ 立入調査の実施は市町村が責任を負っており、他の市町村の職員や都道府県担当部署の職員が代行できるものではない。

しかし、立入調査の同行には「その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員」が認められている。

また、法は、都道府県に対し市町村が行う措置の適切な実施に関し、必要な援助を行うと規定している（第19条第1項）。

→ 市町村職員が立入調査を実施する際に、都道府県担当部署の職員が広域対応という趣旨で立入調査に立ち会うことは可能。

※手引き P122

## 7-2 やむを得ない事由による措置

### 法の解説

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高い場合や、放置しておくとならば重大な結果を招くおそれが見られる場合など、他の方法では虐待の防止が期待できない場合や、高齢者を保護する必要があると認められた場合には、市町村は、迅速かつ積極的に措置を実施することが規定されている（第9条第2項）。

高齢者の置かれている状況からやむを得ない事由による措置の実施の要否について適切に見極め判断を行うのは、措置権限を有する市町村の責務。

必要があるにもかかわらず、適切に措置を実施しなかった場合には、市町村が法的責任を問われる可能性がある。

市町村は、やむを得ない事由による措置を適切に実施するため、やむを得ない事由による措置を実施するための要綱を定めておくことが望まれる。

**Q1：治療が必要であるのに、金銭負担ができないために高齢者が医療機関を受診できない場合、どのように対応すればよいでしょうか。**

**【収入がない場合】**

医療法等には、老人福祉法における「やむを得ない事由による措置」のような制度はないため、職権で医療サービスを受けさせ医療費を支弁することはできない。

入院治療の緊急性・必要性が高い場合には、救急搬送などの手段で病院へ連れて行き、入院後に生活保護の申請をして保護費から支払う方法を検討する。

**【収入がある場合】**

親族が経済的虐待をしているために、高齢者自身の収入から治療費を支払えない場合には、医療機関に対し、虐待対応後、速やかに清算手段を検討することを説明する。

**【判断能力が低下している場合】**

収入の有無に関わりなく、高齢者の判断能力が低下している場合には、成年後見人等を選任し、後見人等が高齢者の財産管理や身上監護をする。後見人等は、管理財産から治療費を支払ったり、高齢者本人の意思を尊重して外来診療や入院治療の受けるための医療契約を結ぶことができる。

※手引き P128

**Q2：高齢者本人が明確に分離を拒否している場合でも、コアメンバー会議で「生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある」と判断した場合、やむを得ない事由による措置を行うことは可能でしょうか。**

⇒ 高齢者本人に判断能力があって、明確に分離に対して拒否をしている場合、やむを得ない事由による措置を適用して分離することはできない。粘り強く接触を続けて、本人の理解を求めて行くことが重要。

**Q3：住民票所在地と居住地が異なる場合、居住地の市町村は当該高齢者に対して、やむを得ない事由による措置を実施することができますか。**

⇒ 老人福祉法の規定により、65歳以上の者（65歳未満の者が必要があると認められるものを含む）又はその養護者に対する福祉の措置は、居住地の市町村が行うものとされている（第5条の4）。

そのため、住民票の有無にかかわらず、当該高齢者が居住する市町村がやむを得ない事由による措置を行う。

その後、高齢者が居住する市町村は高齢者の転入届を受けて、又は職権により本人の住民票を作成して要介護認定を行い、契約による介護保険サービスの利用へと切り替えることとなる。

※手引き P128

### 7-3 居室の確保

#### 法の解説

高齢者虐待防止法第9条第2項が市町村に対して分離保護の措置を講ずる義務を負わせたことから、第10条では、市町村に対して、分離保護の措置をとるために必要な居室を確保する措置を義務づけています。いわば第9条第2項の分離保護と、第10条の居室の確保とは、表裏の関係にある。

25

### 7-4 面会制限

#### 法の解説

分離保護（第9条第2項）により特別養護老人ホームなどの施設に入所した高齢者に対して、養護者はさまざまな方法によって接触を図る。

しかし、虐待を受けた高齢者が養護者と会うことで、さらに精神的苦痛などのダメージを受けることや、養護者が高齢者を自宅に連れ戻し、虐待が再開する可能性もある。



市町村は措置権に基づき、施設は施設管理権に基づき  
面会を拒絶しなければならない（市町村と施設との密接な連携が不可欠）



面会を求める養護者等には「高齢者と面会をする権利」はない。

市町村は、虐待から保護する措置（行政処分）の付随的な処分として、施設は、施設における安全な高齢者の保護のため、施設管理権の一環として認められる権限。

26

**Q1：法13条は、虐待をした養護者の面会を制限していますが、養護者以外の親族に対しても面会を制限できますか。**

⇒ 老人ホーム等の施設を管理している**施設長**は、施設を管理する権限を有しており、その権限に基づいて誰に対しても施設自体あるいはその一部への立入りを拒否することができる。

面会制限の規定は、虐待をした養護者を対象としており、それ以外の者については面会制限の対象にしていない。しかし、虐待をした養護者に頼まれた者が高齢者本人と面会をすることで、高齢者が精神的に苦痛を伴う可能性も考えられる。

そこで、施設長は、高齢者本人を保護するため、施設管理権に基づいて、施設内に入ることや高齢者の部屋への入室を拒否することができる。結果、そのような人々との面会を制限することができる。

ただし、面会制限の要否の判断は、市町村と施設長が十分協議をしたうえで、一定の基準に従ってなされるべき。

※手引き P138

## 7-5 成年後見制度

### 法の解説

養護者による虐待により、高齢者はその人らしい生活を送ることができなくなる。特に**高齢者の判断能力が低下している場合には**、自分の思いどおりにならず、騙されても判らない。

そのような場合、**成年後見制度**を活用し、成年後見人等が法定代理人として財産管理と身上監護をすることにより、以前の生活を取り戻すことが可能になる。

選任された**成年後見人等は市町村や地域包括支援センターと連携しながら**、虐待を行った養護者との関係調整をしたり、養護者に対して搾取された被害に対する返還請求をすることなどによって、高齢者が安心して生活ができるように支援をする。

法定後見の申立は、原則として本人・配偶者・4親等内の親族等が行うが、虐待の場合には親族等が拒否をしたり協力を得られない場合も多いため、原則として市町村長による申立を行う（第9条第2項、第27条第2項）。

28

**Q2：やむを得ない事由による措置で施設に入所した高齢者に、  
成年後見人等が選任された場合、措置はどのように取り扱われますか。**

⇒「やむを得ない事由による措置」で入所した高齢者に成年後見人等が選任され、**やむを得ない事由が解消されたと判断できた場合**、やむを得ない事由による措置は解除される。

→ **成年後見人等の契約による入所に切り替える。**  
ただし、後見人等が選任されても、**面会制限を継続する必要がある場合**などは、やむを得ない事由による措置は解除できない。

また、後見人等が選任されたことをもって、市町村が行ってきた**虐待対応が終結するわけではない**。虐待対応を終結するかどうかの判断は、評価会議を開催して検討する必要があり、終結と評価できない場合、後見人が選任されても、市町村による虐待対応は継続する。

後見人等が選任された後、市町村は後見人等から「やむを得ない事由による措置」により受けた**費用を徴収**する（老人福祉法に基づく措置に対する「費用徴収」）。なお、生活保護受給者の場合は費用の徴収はしない。

29

※手引き P141

**Q3：治療が必要であるにもかかわらず、高齢者本人や家族親族が治療を受けられていない等の場合、どのように対応すべきでしょうか。**

⇒ 高齢者に判断能力がある場合には、高齢者に対して治療を受けるように説得する。

高齢者に判断能力がない場合には、成年後見制度の活用を検討し、成年後見の審判確定後に、後見人等が法定代理人として医療機関と医療契約を締結して受診する。

なお、後見人等には、手術等の医療行為についての同意権はない。

**Q4：成年後見制度利用支援事業が予算化されていない場合、どのようにしたらいいでしょうか。**

⇒ 本人による申立が可能で、弁護士等が申立代理人となる場合、日本司法支援センター（「法テラス」）が行っている民事法律扶助による援助により、**申立費用**（申立手数料、登記手数料、鑑定費用等。報酬は含まない。）の全額立替払いを受けることができる。

**後見人報酬**については、成年後見制度利用支援事業について予算を立てるよう市町村に働きかける必要がある。

30

※手引き P141

## 第8章 第三者による財産上の不当取引による被害の防止

### 法の解説

第27条第1項は、高齢者の**養護者や養介護施設従事者等**でなくても、**悪質な取引業者**が高齢者との間で取引行為を行い、財産上不当な利益を取得して高齢者の財産を危うくする消費者被害が多発していることに鑑み、経済的虐待の定義には当てはまらないが経済的な虐待と同様市町村が対応すべき行為の内容を定めている。

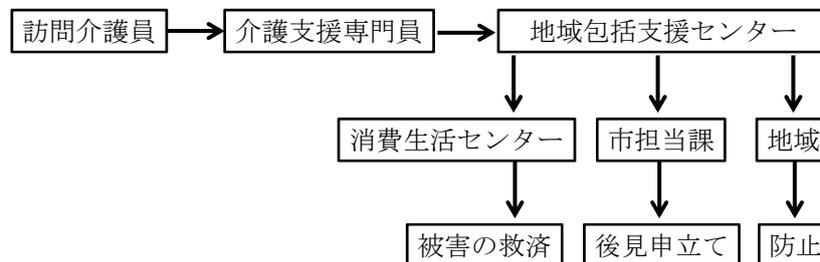
消費者問題においては、消費者と取引事業者との間に情報の質、量及び交渉力に関して大きな格差が存在する。第27条第2項は、認知症などにより判断能力が低下している高齢者については、この格差が一層決定的なものとなることに鑑み、**市町村長**が福祉行政的立場から、自ら老人福祉法に基づく**成年後見等の申立てを行うものとする。**

消費者被害に遭う可能性のある高齢者について、**予防的に成年後見等の市町村長申立てが適切になされる**ことが求められており、**成年後見等の市町村長申立てはこのような見地からも検討されるべき。**

31

### 第三者による財産上の不当取引による被害への対応における例

相談ルート



32

## 第9章 老人福祉法や介護保険法に規定されていない施設における 高齢者虐待への対応

### 法の解説

法は「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象を限定し、それ以外の施設の職員等は、現に高齢者を養護している者とし、それらの施設における虐待は「養護者による高齢者虐待」として対応することを求めている。

しかし、**市町村**が単独で事実確認などを行うことは難しく、相談・通報・届出を受けた時点から**都道府県**担当部署と情報を共有し連携する必要がある。

都道府県担当部署と**共有する情報**としては、都道府県の関係部署に寄せられている苦情等の情報や、国民健康保険団体連合会等の関係機関に寄せられた情報などが挙げられる。

また、市町村は、老人福祉法または介護保険法に定められた権限のみではなく、生活保護法上の権限など虐待対応に活用できる権限を最大限に活用して対応を行う必要がある。

なお、「**未届の有料老人ホーム**」における虐待への対応は、老人福祉法上の有料老人ホームに該当する場合には「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として、**都道府県**が行う。

33

### 部屋から扉開かないマンション...高齢者虐待疑い

読売新聞 2011年8月13日

認知症などの高齢者11人が住む堺市堺区の賃貸マンション(5階建て)で、全ての居室ドアに内側からは開けられない鍵が設置されていることがわかり、市は12日、虐待にあたる疑いがあるとして高齢者虐待防止法に基づき立ち入り調査をした。

市の調査では、鍵は家主が管理。非常階段には入居者が出入りできないようにロープが張られ、集合ポストは粘着テープで目張りされて郵便物が入れられないようにされていた。

認知症などで寝たきり状態の人もおり、全員が1階にある訪問介護事業所から介護サービスの提供を受けている。市の聞き取りに対し、生活保護受給者を含む4人が「通帳を事業所に預けていた」と証言。市は「生活保護受給者の自立を妨げる恐れがある」として受給者らに転居を指導した。訪問介護事業所側は市に対し、「ロープは徘徊で外に出たら危険なため張った。目張りは盗難防止が目的」と説明したという。

事業所は大阪市天王寺区の業者が運営しており、堺市内の複数の病院を通じて入院患者にマンションへの入居を勧誘。家賃は月額3万8000円程度という。

34

### 豊明の老人ホーム捜索 愛知県警、特養虚偽申請疑い

中日新聞 2011年7月24日

愛知県豊明市で無届け有料老人ホームを運営する「中日看護センター」の女性経営者(70)が、特別養護老人ホーム建設をめぐる虚偽申請をしていた疑いが強まり、愛知県警は有印私文書偽造・同行使の疑いで、施設や経営者宅などを家宅捜索した。捜査関係者などへの取材で分かった。

施設は以前から、入所する高齢者を放置する虐待(ネグレクト)などをめぐる告発などが相次いでいた。県警は本件容疑を固めるとともに、施設の運営実態を慎重に調べる。

虐待の告発を受け、県や豊明市などが2007年から調査。名古屋法務局は09年3月、経営者の指示で従業員が入所者の手首をベッドの柵に縛り付けていたほか、部屋の外から鍵をかけて閉じ込める虐待があったと認定。必要な措置を取るよう豊明市に通告していた。

豊明市によると、06～09年に少なくとも入所者18人が死亡している。捜査関係者によると、検視や司法解剖はされていない。



【講義 5】

法施行5年目における現場での課題

講師：村上 明子  
寺本 紀子

## 講義5

# 法施行5年目における 現場での課題

社団法人 日本社会福祉士会

1

## 講義のねらいと構成

### ねらい

厚生労働省調査からみえてくる課題から、適切な虐待対応について考える

### 構成

★調査結果 → 分析・課題の整理 → 提案

1. 初動期段階の流れのポイントと課題
2. 対応段階の流れのポイントと課題
3. 評価と終結段階の流れのポイントと課題
4. 市町村における体制整備の課題

2

# 1. 初動期段階の 流れのポイントと課題

3

## 調査結果

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(1)

表18 相談・通報者(複数回答)

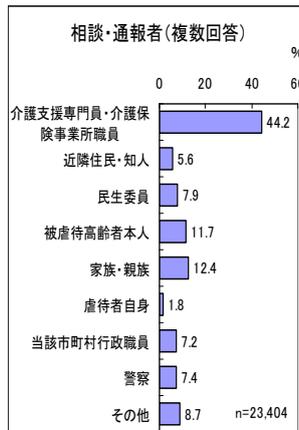


表19 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	22,791	96.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	22,551	(95.0)
訪問調査を行った事例	14,621	[61.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,930	[33.4]
立入調査により調査を行った事例	240	(1.0)
警察が同行した事例	105	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	36	[0.2]
事実確認調査を行っていない事例	942	4.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	477	(2.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	465	(2.0)
合計	23,733	100.0

※相談・通報者合計人数:25,140件。

1件の事例に対し、複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの項目に重複して計上されるため、相談・通報件数と一致しない。構成割合は相談・通報件数23,404件に対するもの。(出典:厚生労働省)

## 調査結果

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(2)

表20 事実確認調査の結果

	件数	構成割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	15,615	68.5
虐待ではないと判断した事例	4,029	17.7
虐待の判断に至らなかった事例	3,147	13.8
合計	22,791	100.0

(出典:厚生労働省)

5

## 初動期における調査結果から見えてくる課題

- ① 通報件数23,404件のうち介護サービス事業所職員等からの通報が44.2%と主流となっている一方で、家族、親族からの通報は12.4%と低く、介護サービスにつながっていない場合の早期発見が課題である。〈表18〉
- ② 通報件数のうち、96.0%は事実確認を行っているが、関係者からの情報収集のみによる事実確認が33.4%もあり、訪問による事実確認の原則が確立されていないと思われる。〈表19〉
- ③ 事実確認調査を行った結果、虐待と認定した事例が68.5%となっているが、前述②のように訪問調査による事実確認が61.6%にとどまっていることから、根拠ある事実確認に基づいた虐待認定の判断ができていないのか疑問である。〈表20〉

6

- ④ 立入調査が1%にとどまっていることから、立入調査の要否の検討・判断が適切に行われているか疑問である。〈表19〉
- ⑤ 立入調査により調査を行った事例240件のうち、141件(58.8%)で警察への援助要請をしているが、実際に警察による同行援助が行われた件数は、105件(74.4%)となっており、残りの36件(25.6%)は、警察に援助要請をしつつも同行が行われなかった事例となっている。市町村から警察への援助要請に対し、4件に1件の割合で警察の同行援助が受けられていないことから、警察機関との支援体制、警察内部の援助体制が確立されているか疑問。〈表19〉

7

## 初動期段階での課題への提案

都道府県として、通報・相談、事実確認および認定の判断を点検する機会を持ってほしい

- ① 介護サービスにつながっていない被虐待高齢者の発見や通報・相談についての周知を、通報者の保護を含めて図る必要がある。
- ②③ 虐待認定の判断根拠を明確にするため事実確認は、本人や養護者への訪問調査を原則とすることが必要である。

8

- ④ 本人への事実確認が難しい場合の立入調査の必要性について、適切な時期に実施できるよう組織的に判断することが必要である。
- ⑤ 訪問調査による事実確認のリスクを認識し、関係機関(警察)との連携をシステム化する必要がある。

9

## 初動期段階に該当する法的根拠

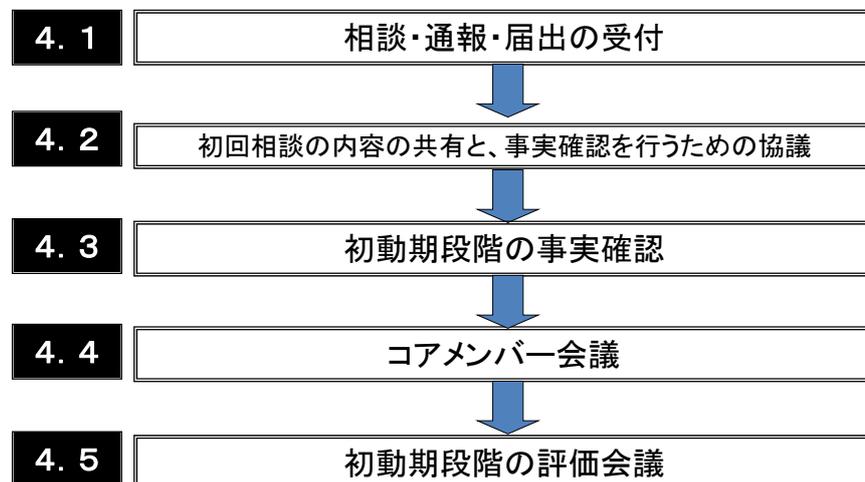
(手P. 40)

高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受け付けた場合、速やかに、高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うことが規定されています(第9条第1項、第16条)。

10

## 初動期段階の範囲

(手P. 41)



11

## 初回相談の内容の共有と、 事実確認を行うための協議

### ポイント

(手P. 47)

- ◆市町村担当部署と地域包括支援センターは、初回相談の内容を相互に共有するとともに、虐待対応を行う必要性について認識を共有する必要があります
- ◆虐待の疑いがあると判断した事例については、速やかに事実確認を行うための協議をし、コアメンバー会議の開催日時を設定します
- ◆確認する情報の種類によって役割を分担し、虐待の有無と緊急性の判断を行うために必要な情報を集めることが重要です

12

## 高齢者や養護者への訪問調査

### ポイント

(手P. 55)

- ◆ 高齢者の安全及び初回相談の内容から推測される虐待の疑いについての事実は、必ず高齢者や養護者を直接訪問して確認しなければなりません。
- ◆ 訪問調査では、第一に高齢者の生命や身体の安全を確認し、その後、高齢者と養護者に対して、それぞれの担当者が異なる場所で面接を行う必要があります。
- ◆ 例えすべての情報収集ができていなくても、事前に確認した期限までに、収集した情報をもとに、情報を整理することが重要です。

13

### ポイント

## コアメンバー会議

(手P.64)

- ◆ 虐待の有無と緊急性の判断は、市町村の責任に基づいて開催されるコアメンバー会議で行います。
- ◆ 初回のコアメンバー会議は事実確認終了後、速やかに開催されることが必要です。
- ◆ 迅速かつ適切に市町村権限の行使を含めた判断を行う必要があるため、コアメンバー会議には市町村担当部署の管理職の出席が必要です。
- ◆ 市町村担当部署は、虐待と認定した事例について、対応方針を協議・決定します。
- ◆ 設定した期限までに、高齢者の生命、身体の安全確認を行うことができなかった事例については、事実確認を継続または立ち入り調査の必要性について判断し、対応します。
- ◆ それぞれの事例について、決定した対応方針に基づいて、今後行う対応や目標、役割分担と期限についても協議・決定します。

14

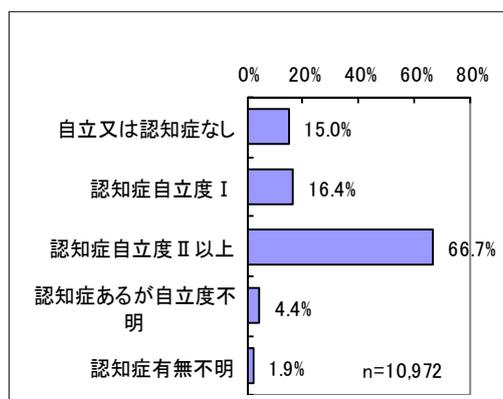
## 2. 対応段階の 流れのポイントと課題

15

### 調査結果

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する  
法律に基づく対応状況等に関する調査結果(3)

表26 要介護認定者の認知症日常生活自立度



(出典:厚生労働省)

16

**調査結果**

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(4)

表30 虐待への対応策としての分離の有無

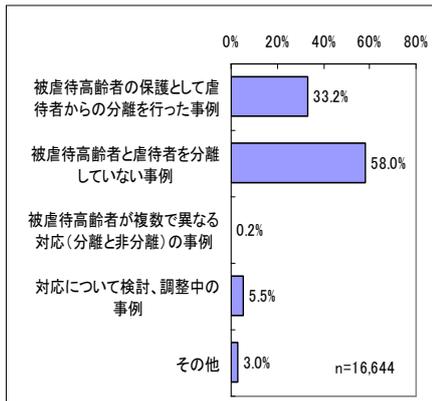
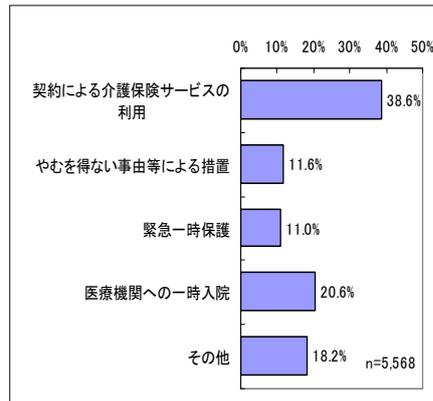


表31 分離を行った事例の対応の内訳

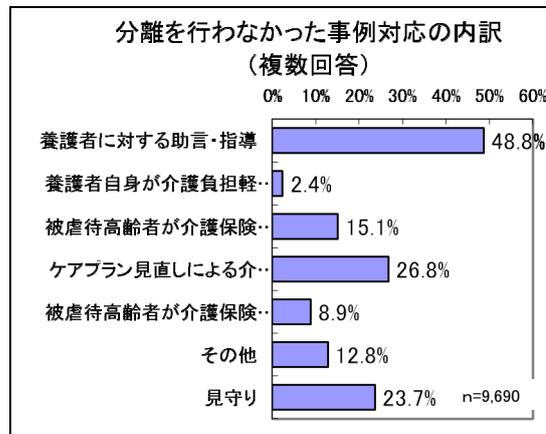


(出典:厚生労働省)

**調査結果**

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(5)

表32 分離していない事例の対応の内訳



(出典:厚生労働省)

## 調査結果

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(6)

### エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が308件、「利用手続き中」が234件であり、これらを合わせた542件のうち、市町村長申し立ての事例は216件(39.9%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は260件であった。

(出典:厚生労働省)

19

## 対応段階における調査結果から見えてくる課題

- ① 虐待対応件数のうち、分離支援が33.2%にとどまっている。また、分離の内訳では、契約によるものが38.6%と高く、適切な分離が行われているのか疑問である。〈表30、31〉
- ② 被虐待高齢者に占める認知症高齢者(認知症日常生活自立度Ⅱ以上)の割合は66.7%を占めている一方で、成年後見制度の市町村長申し立ては216件にとどまっている。〈表26〉
- ③ 分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が48.8%、「見守り」が23.7%となっている。虐待が生じている中で、適切なアセスメントに基づく根拠ある対応として「養護者への助言・指導」「見守り」になっているか疑問である。〈表32〉<sup>20</sup>

## 対応段階での課題への提案

- ① 虐待対応における分離は、生命・身体の安全を確保するため、本人の意思や代理人による意思を超えて市町村の組織的な判断に基づき、原則として措置により適切に行われる必要がある。
- ② 成年後見制度の市町村長申立てについて、虐待対応での有効活用の促進を図る必要がある。
- ③ 養護者への助言、指導、高齢者の見守りについては、アセスメント、要因分析、課題整理等による根拠に基づいて立案された虐待対応計画の中に位置づけられ、行われるべきである。

21

## 対応段階に該当する法的根拠

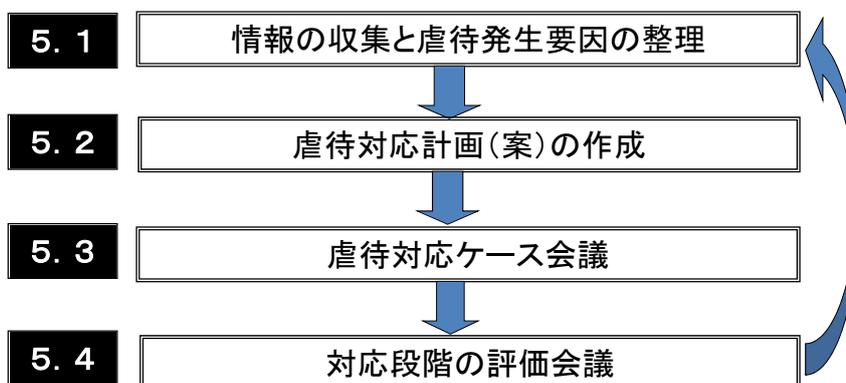
(手P. 80)

高齢者虐待防止法では、市町村が相談や通報、届出を受け付けた場合、高齢者虐待対応協力者とその対応について協議を行うことが規定されており(第9条第1項、第16条)、対応段階における市町村と虐待対応協力者による必要な協議、虐待対応計画の作成と実施、評価などの一連の取り組みが、該当します。

22

## 対応段階の範囲

(手P. 80)



23

## 情報収集と虐待発生要因 ・課題の整理

(手P. 81)

### ポイント

- ◆対応段階における情報収集・整理の目的は、虐待発生の要因と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズを明確化することにあります。
- ◆虐待の解消に向けては、虐待発生要因の明確化が不可欠です。そのためには、収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、それらの相互の関係性を整理・分析することが必要となります。
- ◆虐待解消に向けた取り組み課題とともに、高齢者が安心して生活を送るために必要な対応課題やニーズにも着目して、虐待対応計画に反映させていきます。

24

## 虐待対応計画(案)の作成

### ポイント

(手P. 91)

- ◆虐待対応計画は、虐待の解消と高齢者が安定した生活を送るための環境を整えるために必要な対応を、チームとして計画的に進めていくために作成するものです。
- ◆虐待対応計画は、市町村担当部署と地域包括支援センターとで連携して案を作成した上で、その後の虐待対応ケース会議で、課題や目標、役割分担と期限などを確認の上、決定し、実行します。

25

## 3. 評価と終結段階の 流れのポイントと課題

26

## 評価と終結段階における調査結果から見えてくる課題

- ① 虐待の発生要因を踏まえた対応に対する評価のデータがないため、適切な対応、終結につながっているのか把握できていない。
- ② 受理した事案の最終的な終結のデータがないため、市町村として、適切に終結をしているのかが分からない。
- ③ 死亡事例に対する介入内容が把握されていないため、要因分析が行えない。自殺事例も検証が十分されていないため、対応課題が不明である。

27

## 評価と終結段階における課題への提案

- ①② 分離＝終結ではなく、その後の変化に合わせ、高齢者が安全で安心した生活を送るために必要な環境整備を行うことで虐待対応を終結させていくべきとの考えから、評価と終結に関する調査内容を入れる必要がある。
- ③ 死亡や自殺に関する事案については、市町村任せにせず、都道府県としての対応・検証が必要である。

28

## 評価会議

### ポイント

(手P. 103)

- ◆市町村は、虐待対応計画の実施状況や、行った対応が適切だったかどうかについて評価を行います。
- ◆評価会議では、虐待対応の見直し、継続または終結についても検討します。
- ◆計画の実施状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行うことが求められます。

29

## 虐待対応の終結

### ポイント

(手P. 108)

- ◆虐待対応は必ず終結させる必要があります。ただし、それはあくまでも虐待対応の終結であって、支援の終結ではありません。
- ◆虐待対応の終結は、評価会議において判断します。
- ◆終結の判断に際しては、「虐待が解消されたこと」と「高齢者が安心した生活を送るために必要な環境が整ったこと」が確認できることが必要です。

30

## 虐待対応終結の考え方

(手P. 108)

### 【終結の要件】

最低要件：虐待が解消されたと確認できること

- ・評価会議での確認をもとに、それぞれの虐待について虐待の発生要因が明確化され、全ての虐待発生要因の解消につながったかどうかを判断します。
- ・虐待の解消だけでは高齢者の安心した生活につながらないと判断した場合は、安心した生活のための必要な環境が整ったことを確認できることも終結の要件になります。
- ・虐待の解消が直接、高齢者の安心した生活につながるかどうか見極める必要があります。

31

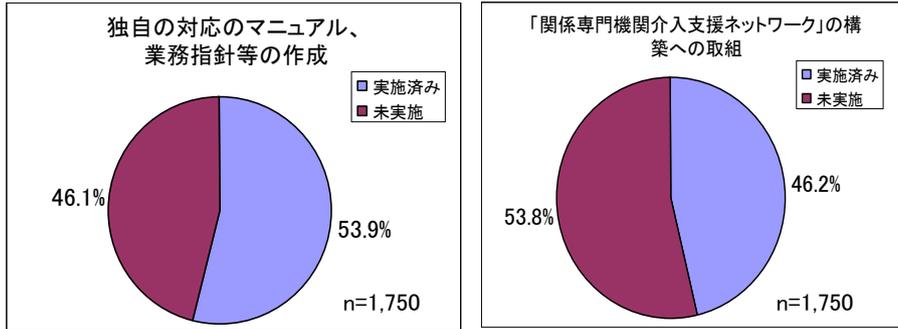
## 4. 市町村における体制整備の課題

32

**調査結果**

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(7)

表33 市町村における体制整備に関する状況



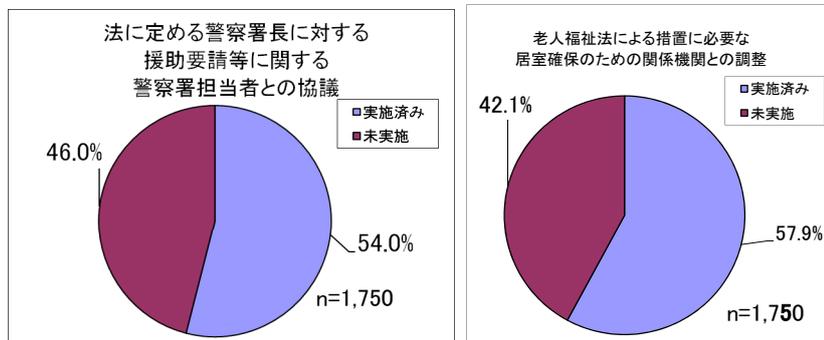
(出典:厚生労働省)

33

**調査結果**

平成21年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果(8)

表33 市町村における体制整備に関する状況



(出典:厚生労働省)

34

## 体制整備のデータから見える課題

<表33>

- ① マニュアルを作成していない市町村が46.1%を占めることから、適切な対応ができているか疑問である。
- ② 専門機関とのネットワーク構築の取組みは、46.2%程度にとどまっており、十分に機能しているとは言えない。
- ③ 警察への援助要請の実施済みが54.0%、居室の確保の実施済みが57.9%と過半数を超えたところにとどまっており、小規模市町村単独対応は困難な状況がうかがえる。

35

- ④ 地域包括支援センター等の関係者への研修の実施状況が75%を超える中で、適切な虐待対応に向けた研修内容になっているか検証が必要である。

36

## 市町村における体制整備の課題への提案

- ① 初動期から対応段階、終結に向けた一連の対応が可能となるマニュアル作成等の取り組みが必要である。
- ② 市町村と地域包括支援センター等との役割分担の明確化と専門機関及び専門職の活用を進めていく必要がある。
- ③ 都道府県として、市町村が適切な対応を行うための広域的な体制整備(ヒト・モノ・カネ)を構築していく必要がある。
- ④ 都道府県として、市町村ごとの体制整備状況を把握し、適切な虐待対応の力量向上につながる研修の開催や市町村の体制整備を行う必要がある。

37

【実践報告・グループワーク】

養護者による高齢者虐待対応への市町村体制整備の  
具体的展開に向けて

実践報告：大阪市健康福祉局高齢者施策部

高齢福祉課 係長 向井 順子

静岡県健康福祉部長寿政策局

長寿政策課 主任 村松 斉

石川県長寿社会課 課長補佐 大谷 晃一

進 行：石崎 剛  
宮本 雅透

## 実践報告・グループワーク

### 養護者による高齢者虐待対応への市町村体制整備の具体的展開に向けて

#### ■ねらい

- (1) 都道府県及び政令市における市町村の体制整備の重要性を再確認し、実状と課題を整理することで、市町村の体制整備を促進する。
- (2) 各都道府県及び政令市における市町村の高齢者虐待対応実践力強化に向けての現状と課題について確認し、専門的人材の育成について具体的展開に結びつける。
- (3) 関係専門機関介入ネットワークとしての在宅高齢者虐待対応専門職チームの活用例や高齢者虐待対応現任者標準研修の実施例の報告から、各都道府県及び政令市における展開について検討を図る。

#### ■構成

13時00分～13時10分 オリエンテーション

13時10分～14時10分 グループワーク

○都道府県、政令市における市町村の体制整備について

○市町村等の専門的人材の育成について

14時10分～14時25分 休憩

14時25分～15時5分 発表・コメント

15時5分～15時35分 実践報告

○在宅高齢者虐待対応専門職チームについて

大阪市健康福祉局高齢者施策部高齢福祉課

係長 向井 順子 様

静岡県健康福祉局長寿政策局長寿政策課

主任 村松 斉 様

○高齢者虐待対応現任者標準研修について

石川県健康福祉部長寿社会課

課長補佐 大谷 晃一 様

15時35分～15時55分 情報交換・質疑応答等

~ M E M O ~

# グループワークシート①

グループ名など：

- ①「体制整備」について
  - ②「専門的人材育成」について
- 「実施上での課題は何か、実施に向けた課題は何か等の情報交換」グループで話し合ってください。
- ③その他の情報交換

①体制整備について

②専門的人材育成について

# グループワークシート②

グループ名など：

③その他

# 質問シート

グループ名など：

# 卷 末 資 料



平成 21 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等  
に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

## 目 次

調査の概要	1
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	2
(4) 都道府県への報告	3
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	3
(2) 都道府県が直接把握した事例	4
(3) 虐待の事実が認められた事例件数	4
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 施設・事業所の種別	5
(2) 虐待の種別・類型	5
(3) 被虐待高齢者の状況	5
(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況	6
(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	7
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	8
(2) 相談・通報者	8
(3) 事実確認の状況	8
(4) 事実確認調査の結果	9
(5) 虐待の種別・類型	9
(6) 被虐待高齢者の状況	10
(7) 虐待への対応策	12
(8) 虐待等による死亡事例	14
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	15

## 調査の概要

### 【調査目的】

平成 21 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【調査方法】

全国 1,750 市町村（特別区を含む）及び 47 都道府県を対象に、平成 21 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 20 年度に相談・通報があり、平成 21 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

#### ○市町村対象の調査

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
2. 養護者による高齢者虐待
  - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
  - (2) 事実確認の状況と結果
  - (3) 虐待の種別・類型
  - (4) 被虐待高齢者の状況
  - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

#### ○都道府県対象の調査（養介護施設従事者等による高齢者虐待）

1. 市町村からの報告件数
2. 都道府県が直接受け付けた相談・通報対応件数
3. 1 及び 2 における具体的内容

虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等

### 【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

### 【留意事項】

構成割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

## 調 査 結 果

### 1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

#### 1-1 市町村における対応状況等

##### (1) 相談・通報対応件数（表1）

平成21年度、全国の1,750市町村（特別区を含む）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、408件であった。平成20年度は451件であり、43件（9.5%）減少した。

表1 相談・通報件数

	21年度	20年度	増減（%）
件数	408	451	△43(△9.5%)

##### (2) 相談・通報者（表2）

相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が30.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が25.7%であり、「当該施設元職員」が12.5%であった。なお、「本人による届出」は3.4%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数408件と一致しない。

表2 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	医師	介護支援専門員	国民健康保険団体連合会	都道府県から連絡	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	14	105	123	51	2	16	1	38	61	41	452
構成割合（%）	3.4	25.7	30.1	12.5	0.5	3.9	0.2	9.3	15.0	10.0	-

（注）構成割合は、相談・通報件数408件に対するもの。

##### (3) 事実確認の状況（表3）

平成21年度において「事実確認を行った事例」は362件、「事実確認を行わなかった事例」は61件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた事例」が68件、虐待の「事実が認められなかった事例」が192件、虐待の「判断に至らなかった事例」が102件であった。

一方、事実確認を行わなかった61件について、その理由は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく、事実確認不要と判断した事例」が18件、「後日、事実確認を予定している又は対応を検討中の事例」が17件、「都道府県に調査を依頼」が7件、「その他」が19件であった。

※ 相談・通報に関する事実確認の状況には、平成20年度に相談・通報があったもののうち、平成21年度に入って調査を行ったものを含むため、合計件数は平成21年度の相談・通報件数408件と一致しない。

表3 相談・通報に関する事実確認の状況

	事実確認を行った事例				事実確認を行わなかった事例				
	総数	事実が認められた	事実が認められなかった	判断に至らなかった	総数	虐待ではなく調査不要と判断した	調査を予定している又は検討中	都道府県へ調査を依頼	その他
件数	362	68	192	102	61	18	17	7	19
構成割合(%)	85.6	16.1	45.4	24.1	14.4	4.3	4.0	1.7	4.5

(4) 都道府県への報告 (表4)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

事実確認を行った事例362件のうち、83件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が68件、「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」が15件であった。

表4 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	83件
虐待の事実が認められた	68件
都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある	15件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例 (表5)

市町村から「都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある」と報告があった事例15件について事実確認調査をした結果、「虐待の事実が認められた事例」が3件、「虐待ではないと判断した事例」が4件、「虐待の判断に至らなかった事例」が6件、「後日調査予定、又は調査の可否を検討中」が2件であった。

表5 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事例	15件
虐待の事実が認められた事例	3件
虐待ではないと判断した事例	4件
虐待の判断に至らなかった事例	6件
後日調査予定、又は調査の可否を検討中の事例	2件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 6)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 55 件あり、このうち 24 件について都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が 5 件、「虐待ではないと判断した事例」が 15 件、「虐待の判断に至らなかった事例」が 4 件であった。

※ 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例のうち、市町村へも相談・通報があり、市町村から報告があった事例があるため、合計件数は都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例件数 55 件と一致しない。

表 6 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例	55 件
事実確認により虐待の事実が認められた事例	5 件
事実確認により虐待ではないと判断した事例	15 件
事実確認を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	4 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中の事例	2 件
事実確認調査を行わなかった事例	26 件

(3) 虐待の事実が認められた事例件数 (表 7, 8)

虐待の事実が認められた事例は、市町村から都道府県へ報告があった事例では 68 件、都道府県と共同して事実確認を行った事例では 3 件、都道府県が直接把握した事例では 5 件であり、これらを合わせた総数は、76 件であった。これを都道府県別にみると表 8 のとおりである。

表 7 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村から都道府県へ報告があった事例	都道府県と共同して事実確認を行った事例	都道府県が直接把握した事例	総数
件数	68	3	5	76

表 8 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数

(平成 21 年度)

件数	件数	件数	件数
北海道 4	東京都 6	滋賀県 0	香川県 1
青森県 1	神奈川県 8	京都府 2	愛媛県 0
岩手県 0	新潟県 2	大阪府 7	高知県 2
宮城県 0	富山県 0	兵庫県 1	福岡県 2
秋田県 0	石川県 2	奈良県 1	佐賀県 0
山形県 0	福井県 1	和歌山県 1	長崎県 1
福島県 4	山梨県 1	鳥取県 2	熊本県 1
茨城県 0	長野県 0	島根県 0	大分県 1
栃木県 1	岐阜県 1	岡山県 1	宮崎県 2
群馬県 2	静岡県 0	広島県 3	鹿児島県 0
埼玉県 6	愛知県 3	山口県 0	沖縄県 1
千葉県 2	三重県 3	徳島県 0	合計 76

### 1-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた 76 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

#### (1) 施設・事業所の種別 (表 9)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 30.3%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 22.4%、「介護老人保健施設」が 14.5%の順であった。

表 9 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	小規模多機能型居宅介護	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護、訪問入浴介護	老人デイサービスセンター	特定施設入居者生活介護	合計
件数	23	11	2	17	7	2	1	2	3	3	2	3	76
構成割合(%)	30.3	14.5	2.6	22.4	9.2	2.6	1.3	2.6	3.9	3.9	2.6	3.9	100.0

#### (2) 虐待の種別・類型 (表 10)

虐待の種別・類型(複数回答)は、「身体的虐待」が 69.7%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 34.2%、「性的虐待」が 10.5%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待の事実が認められた事例件数 76 件と一致しない。

表 10 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	53	2	26	8	1	90
構成割合(%)	69.7	2.6	34.2	10.5	1.3	—

(注) 構成割合は、虐待の事実が認められた事例件数 76 件に対するもの。

#### (3) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級及び要介護状態区分について、被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、73 件の事例に対し被虐待高齢者の総数は 138 人であった。

##### ア. 性別 (表 11)

「男性」が 24.6%、「女性」が 75.4%と、全体の 7 割強が「女性」であった。

##### イ. 年齢 (表 12)

「80~84 歳」が 26.8%と最も多く、次いで「85~89 歳」が 21.7%、「75~79 歳」及び「90~94 歳」が 13.0%であった。

表 11 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	合計
人数	34	104	138
構成割合(%)	24.6	75.4	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を集計。

表 12 被虐待高齢者の年齢

	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	不明	合計
人数	5	17	18	37	30	18	11	1	1	138
構成割合(%)	3.6	12.3	13.0	26.8	21.7	13.0	8.0	0.7	0.7	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を集計。

ウ. 要介護状態区分 (表 13)

「要介護 4」が 36.2%と最も多く、次いで「要介護 5」が 20.3%、「要介護 3」が 15.2%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 71.7%と約 7 割を占めた。

表 13 被虐待高齢者の要介護状態区分

	人数	構成割合(%)
自 立	4	2.9
要支援 1	1	0.7
要支援 2	2	1.4
要介護 1	16	11.6
要介護 2	14	10.1
要介護 3	21	15.2
要介護 4	50	36.2
要介護 5	28	20.3
不 明	2	1.4
合 計	138	100.0

(注) 被虐待高齢者が特定できなかった 3 件を除く 73 件の事例を集計。

(4) 虐待を行った養介護施設従事者等の状況

虐待を行った養介護施設従事者等（以下、「虐待者」という。）の年齢及び職種について、虐待者が特定できなかった 4 件を除く 72 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、72 件の事例に対し虐待者の総数は 90 人であった。

ア. 年齢 (表 14)

「30 歳未満」が 23.3%と最も多く、次いで「30～39 歳」が 21.1%であり、これらを合わせると「40 歳未満」が約半数を占めた。

表 14 虐待を行った養介護施設従事者等の年齢

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	不 明	合計
人数	21	19	17	9	8	16	90
構成割合(%)	23.3	21.1	18.9	10.0	8.9	17.8	100

(注) 虐待者が特定できなかった 4 件を除く 72 件の事例を集計。

イ. 職種（表 15）

「介護職員」が 77.8%、「看護職員」が 6.7%、「施設長」が 4.4%などであった。

表 15 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職員	管理者	施設長	開設者	その他	合計
人数	70	6	3	4	3	4	90
構成割合(%)	77.8	6.7	3.3	4.4	3.3	4.4	100.0

(注) 虐待者が特定できなかった 4 件を除く 72 件の事例を集計。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 16）

都道府県又は市町村が、虐待の事実が認められた事例 76 件について行った対応は次のとおりである。

市町村による指導は、「施設等に対する指導」が 61 件、「改善計画提出依頼」が 46 件、「従事者への注意・指導」14 件であった。

市町村又は都道府県が、介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査、指導」が 39 件、人員、設備及び運営に関する基準等が遵守されていないことに伴う「改善勧告」が 6 件、「改善命令」が 1 件であった。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」61 件、「勧告・命令等への対応」6 件であった。

表 16 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村による指導等	施設等に対する指導	61 件
	改善計画提出依頼	46 件
	従事者への注意・指導	14 件
介護保険法又は老人福祉法の規定による権限の行使(都道府県又は市町村)	報告徴収、質問、立入検査、指導	39 件
	改善勧告	6 件
	改善命令	1 件
	指定の停止	0 件
	指定取消	0 件
	合計	46 件
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等から改善計画の提出	61 件
	勧告・命令等への対応	6 件
	その他	21 件

## 2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

### (1) 相談・通報対応件数 (表 17)

平成 21 年度、全国の 1,750 市町村（特別区を含む）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、23,404 件であった。平成 20 年度は、21,692 件であり、1,712 件（7.9%）増加した。

表 17 相談・通報件数

	21 年度	20 年度	増減 (%)
件数	23,404	21,692	1,712 (7.9%)

### (2) 相談・通報者 (表 18)

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 44.2%と最も多く、次いで「家族・親族」が 12.4%、「被虐待高齢者本人」が 11.7%、「民生委員」が 7.9%、「警察」が 7.4%、「当該市町村行政職員」が 7.2%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は相談・通報件数 23,404 件と一致しない。

表 18 相談・通報者(複数回答)

	介護支援 専門員・ 介護保険 事業所職 員	近隣 住民・ 知人	民生 委員	被虐 待高 齢者 本人	家族・ 親族	虐待 者自 身	当該 市町 村行 政職 員	警察	その 他	不明	合計
人数	10,346	1,318	1,856	2,728	2,908	417	1,679	1,734	2,041	113	25,140
構成割 合(%)	44.2	5.6	7.9	11.7	12.4	1.8	7.2	7.4	8.7	0.5	—

(注) 構成割合は、相談・通報件数 23,404 件に対するもの。

### (3) 事実確認の状況 (表 19)

「事実確認調査を行った」が 96.0%、「事実確認調査を行っていない」が 4.0%であった。事実確認調査を行った事例のうち、法第 11 条に基づく「立入調査を行った事例」は 1.0%であり、「訪問調査を行った事例」が 61.6%、「関係者からの情報収集のみで調査を行った事例」が 33.4%であった。事実確認を行っていない事例の内訳は、「相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例」が 2.0%、「後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例」が 2.0%である。

※ 事実確認の実施状況には、平成 20 年度に相談・通報があったもののうち、平成 21 年度に入って事実確認を行ったものが含まれるため、合計件数は平成 21 年度の相談・通報件数 23,404 件と一致しない。

表 19 事実確認の実施状況

	件数	構成割合 (%)
事実確認調査を行った事例	22,791	96.0
立入調査以外の方法により調査を行った事例	22,551	(95.0)
訪問調査を行った事例	14,621	[61.6]
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	7,930	[33.4]
立入調査により調査を行った事例	240	(1.0)
警察が同行した事例	105	[0.4]
警察に援助要請したが同行はなかった事例	36	[0.2]
事実確認調査を行っていない事例	942	4.0
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	477	(2.0)
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の可否を検討中の事例	465	(2.0)
合 計	23,733	100.0

(4) 事実確認調査の結果 (表 20)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、15,615 件であった。平成 20 年度は、14,889 件であり、726 件 (4.9%) 増加した。

表 20 事実確認調査の結果

	件数	構成割合 (%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	15,615	68.5
虐待ではないと判断した事例	4,029	17.7
虐待の判断に至らなかった事例	3,147	13.8
合 計	22,791	100.0

以下、虐待判断事例件数 15,615 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況及び虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 21)

「身体的虐待」が 63.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 38.2%、「経済的虐待」が 26.1%、「介護等放棄」が 25.5%、「性的虐待」が 0.6%であった。

※ 1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 15,615 件と一致しない。

表 21 虐待の種別・類型(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	合計
件数	9,919	3,984	5,960	96	4,072	24,031
構成割合 (%)	63.5	25.5	38.2	0.6	26.1	—

(注) 構成割合は、虐待判断事例件数 15,615 件に対するもの。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 22、表 23）

性別では「女性」が 77.3%、「男性」が 22.7%と「女性」が全体の約 8 割を占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 24.0%と最も多かった。

なお、1 件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,615 件に対し、被虐待高齢者人数は 16,002 人であった。

表 22 被虐待高齢者の性別

	男性	女性	不明	合計
人数	3,625	12,371	6	16,002
構成割合(%)	22.7	77.3	0.0	100.0

表 23 被虐待高齢者の年齢

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	1,616	2,458	3,440	3,834	2,924	1,604	126	16,002
構成割合(%)	10.1	15.4	21.5	24.0	18.3	10.0	0.8	100.0

イ. 要介護認定者数（表 24）

被虐待高齢者 16,002 人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が 68.6%（10,972 人）と、約 7 割が要介護認定者であった。

表 24 被虐待高齢者の要介護認定

	人数	構成割合(%)
未申請	3,919	24.5
申請中	441	2.8
認定済み	10,972	68.6
認定非該当(自立)	553	3.5
不明	117	0.7
合計	16,002	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度（表 25、表 26）

要介護認定者 10,972 人における要介護状態区分は、「要介護 2」が 20.5%と最も多く、次いで「要介護 3」が 19.9%、「要介護 1」が 19.6%の順であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は 66.7%であり、被虐待高齢者全体（16,002 人）の 45.7%を占めた。

表 25 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	構成割合 (%)
要支援 1	850	7.7
要支援 2	1,019	9.3
要介護 1	2,151	19.6
要介護 2	2,244	20.5
要介護 3	2,180	19.9
要介護 4	1,549	14.1
要介護 5	929	8.5
不明	50	0.5
合計	10,972	100.0

表 26 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	構成割合 (%)
自立又は認知症なし	1,642	15.0
自立度 I	1,803	16.4
自立度 II	3,186	29.0
自立度 III	2,567	23.4
自立度 IV	857	7.8
自立度 M	222	2.0
認知症はあるが自立度不明	483	4.4
自立度 II 以上(再掲)	(7,315)	(66.7)
認知症の有無が不明	212	1.9
合計	10,972	100.0

(注) 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度 I」が含まれている可能性がある。

#### エ. 虐待者との同居・別居の状況 (表 27)

「虐待者と同居」が 86.4%と、8 割強が虐待者と同居であった。

表 27 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
件数	13,487	1,928	178	22	15,615
構成割合 (%)	86.4	12.3	1.1	0.1	100.0

#### オ. 世帯構成 (表 28)

「未婚の子と同一世帯」が 37.6%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が 26.6%であり、両者を合わせると 64.1%と、6 割強が子と同一の世帯であった。

表 28 世帯構成

	単身世帯	夫婦二人世帯	未婚の子と同一世帯	既婚の子と同一世帯	その他	不明	合計
件数	1,378	2,890	5,864	4,153	1,307	23	15,615
構成割合 (%)	8.8	18.5	37.6	26.6	8.4	0.1	100.0

#### カ. 虐待者との関係 (表 29)

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が 41.0%と最も多く、次いで「夫」が 17.7%、「娘」が 15.2%の順であった。

なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 15,615 件に対し虐待者人数は 17,077 人であった。

表 29 虐待者の被虐待高齢者との続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	3,016	867	6,999	2,604	1,336	353	322	750	797	33	17,077
構成割合(%)	17.7	5.1	41.0	15.2	7.8	2.1	1.9	4.4	4.7	0.2	100.0

(7) 虐待への対応策

ア. 分離の有無 (表 30)

虐待への対応として、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 33.2%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は 58.0%であった。

※ 虐待への対応には、平成 20 年度の虐待判断事例のうち、平成 21 年度に入って対応を行ったものを含むため、合計件数は平成 21 年度の虐待判断事例件数 15,615 件と一致しない。

表 30 虐待への対応策としての分離の有無

	件数	構成割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	5,528	33.2
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	9,650	58.0
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)の事例	40	0.2
対応について検討、調整中の事例	919	5.5
その他	507	3.0
合 計	16,644	100.0

イ. 分離を行った事例の対応 (表 31)

分離を行った事例(表 30 の「分離を行った事例」5,528 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」40 件の合計 5,568 件)における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 38.6%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 20.6%、「やむを得ない事由等による措置」が 11.6%の順であった。「やむを得ない事由等による措置」を行った 646 件のうち、34.2%に当たる 221 件において面会を制限する措置が行われていた。

表 31 分離を行った事例の対応の内訳

	件数	構成割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	2,152	38.6
やむを得ない事由等による措置	646	11.6
面会の制限を行った事例	221	
緊急一時保護	613	11.0
医療機関への一時入院	1,146	20.6
その他	1,011	18.2
合 計	5,568	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 32)

分離していない事例 (表 30 の「分離していない事例」9,650 件と「被虐待高齢者が複数で異なる対応の事例」40 件の合計 9,690 件) における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 48.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.8%、「見守り」が 23.7%であった。

表 32 分離していない事例の対応の内訳(複数回答)

	件数	構成割合(%)
養護者に対する助言・指導	4,728	48.8
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	235	2.4
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを新たに利用	1,462	15.1
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	2,597	26.8
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービスを利用	861	8.9
その他	1,243	12.8
見守り	2,295	23.7

(注) 構成割合は、分離していない事例件数 9,690 件に対するもの。

エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応として、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の利用状況について把握した。成年後見制度については、「利用開始済み」が 308 件、「利用手続き中」が 234 件であり、これらを合わせた 542 件のうち、市町村長申し立ての事例は 216 件(39.9%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は 260 件であった。

(8) 虐待等による死亡事例

「介護している親族による、介護をめぐる発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、平成21年4月1日～平成22年3月31日の間に発生し、市町村で把握している事例について情報提供を求めた。

ア. 事件形態、事件数及び被害者数

「養護者による被養護者の殺人」が16件17人、「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」6件6人、「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」5件5人、「心中」3件3人、「その他」1件1人であり、合わせて31件32人であった。

イ. 被害者、加害者の性別及び続柄

被害者の性別は「男性」6人（18.8%）、「女性」26人（81.3%）であった。年齢は、「70-74歳」8人（25.0%）、「80-84歳」8人（25.0%）、「90歳以上」7人（21.9%）、「85-89歳」4人（12.5%）、「75-79歳」3人（9.4%）、「65-69歳」2人（6.3%）の順である。

加害者の性別は「男性」25人（80.6%）、「女性」6人（19.4%）であり、続柄は、多い順に「息子」14人（45.2%）、「夫」10人（32.3%）、「妻」3人（9.7%）、「娘」2人（6.5%）、「息子配偶者」1人（3.2%）、「娘配偶者」1人（3.2%）であった。

ウ. 被害者の介護保険サービスの利用状況

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「有」20人（62.5%）、「無」11人（34.4%）、「不明」1人（3.1%）であった。

### 3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成 21 年度末の状況を調査した。全部で 14 の項目について回答を求め、その結果を表 33 に示す。

項目ごとの実施率をみると、「独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成」が 53.9%と初めて半数以上の市町村でマニュアル等が作成された。また「早期発見・見守りネットワークの構築への取組」「保健医療福祉サービス介入支援ネットワークの構築への取組」「関係専門機関介入支援ネットワークの構築への取組」といった高齢者虐待防止ネットワークの構築や、「成年後見制度の市区町村長申立への体制強化」といった権利擁護の取組について実施率が上昇するなど、高齢者虐待防止対応のための体制整備が進みつつあるが、依然4割台～6割台に止まっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

表 33 市町村における体制整備等に関する状況 (1,750 市町村、平成 21 年度末現在)

		実施済み	未実施	20実施済み
対応窓口部局の住民への周知 (平成 21 年度中)	市町村数	1,486	264	1,534
	構成割合 (%)	84.9%	15.1%	85.2%
独自の対応のマニュアル、業務 指針等の作成	市町村数	944	806	832
	構成割合 (%)	53.9%	46.1%	46.2%
地域包括支援センター等の関係 者への研修	市町村数	1,330	420	1,323
	構成割合 (%)	76.0%	24.0%	73.5%
講演会や広報紙等による住民 への啓発活動	市町村数	1,200	550	1,235
	構成割合 (%)	68.6%	31.4%	68.6%
居宅介護サービス事業者に法に ついて周知	市町村数	1,241	509	1,286
	構成割合 (%)	70.9%	29.1%	71.4%
介護保険施設に法について周 知	市町村数	1,100	650	1,147
	構成割合 (%)	62.9%	37.1%	63.7%
「早期発見・見守りネットワー ク」の構築への取組	市町村数	1,173	577	1,118
	構成割合 (%)	67.0%	33.0%	62.1%
「保健医療福祉サービス介入支 援ネットワーク」の構築への取組	市町村数	856	894	793
	構成割合 (%)	48.9%	51.1%	44.1%
「関係専門機関介入支援ネット ワーク」の構築への取組	市町村数	809	941	739
	構成割合 (%)	46.2%	53.8%	41.1%
成年後見制度の市区町村長申 立への体制強化	市町村数	1,197	553	1,155
	構成割合 (%)	68.4%	31.6%	64.2%

		実施済み	未実施	20実施済み
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	市町村数	945	805	898
	構成割合 (%)	54.0%	46.0%	49.9%
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	市町村数	1,014	736	981
	構成割合 (%)	57.9%	42.1%	54.5%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	市町村数	1,322	428	
	構成割合 (%)	75.5%	24.5%	
必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等	市町村数	1,309	441	
	構成割合 (%)	74.8%	25.2%	

## 2011年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 実施予定

別紙1

(10月19日現在)

都道府県	2011年度 の実施	実施主体		実施時期	定員
		行政との 共催・受託	都道府県士会 主催		
北海道	実施済み		○	7月29日、30日、31日	100名
青森	実施予定		○	11月21日、22日、12月1日	50名
岩手	未実施			(理由:震災の関係)	—
宮城	未実施			(別途、高齢者虐待対応研修を実施)	—
秋田	実施済み	○	○	9月30日、10月1日、8日	50名
山形	実施予定		○	未定	80名
福島	実施済み		○	1回目/10月8日、9日、23日 2回目/調整中	1回目/50名 2回目/50名
茨城	実施済み		○	10月2日、8日、22日	50名
栃木	実施予定	○		11月15日、16日、24日	30名
群馬	実施済み	○		7月6日、7日、14日	50名(はじめの2科目のみ80名)
埼玉	実施予定		○	今年度後半	20名
千葉	実施済み	○		9月13日、20日、27日	60名
東京	実施予定		○	1月28日、29日、2月4日(調整中)	50名程度
神奈川	実施予定		○	11~1月	40名
富山	実施済み		○	8月18日、24日、25日	50名
石川	実施予定	○		1回目/10月19日、21日、24日 2回目/11月30日、12月6日、12日	1回目/50名 2回目/50名
福井	実施済み	○		8月19日、20日、23日	50名
山梨	実施予定		○	1月14日、21日、28日	30名
長野	実施済み		○	10月12日、13日、21日	50名
新潟	実施済み		○	10月4日、5日、12日	60名
岐阜	未実施			(県共催で事例検討会を予定)	—
静岡	未実施			(県委託事業で検討会を実施)	—
愛知	実施予定		○	11月2日、5日、13日	80名
三重	実施済み	○		8月12日、22日、9月14日	100名
滋賀	実施予定		○	11月19日、26日、12月3日	50名
京都	実施予定		○	12月10日、17日、18日	50名
大阪	実施済み	○		A/7月25日、8月16日、17日 B/7月25日、8月23日、29日	150名
兵庫	未実施			(県委託事業で虐待対応研修を実施)	—
奈良	実施予定	○		10月20日、11月22日、12月6日	70名
和歌山	実施済み	○		9月27日、10月4日、12日	60名
鳥取	実施済み		○	9月28日、10月5日、12日	50名
島根	実施予定		○	12月9日、10日、17日	50名
岡山	実施済み	○		8月2日、17日、9月14日	70名
広島	実施済み	○	○	6月15日、16日、7月6日	50名
山口	未実施			(県委託事業で事例検討会を実施)	—
徳島	実施予定		○	2月2日、3日、14日	30名
香川	実施予定	○		11月28日、29日、12月15日	50名
愛媛	実施済み	○その他	○その他	9月12日、13日、9月20日	70名
高知	実施済み	○		8月2日、8日、25日	40名
福岡	実施済み	○		7月12日、13日、22日	70名
佐賀	実施予定	○(1,2日目)	○(3日目)	10月19日、31日、(3日目未定)	80名
長崎	実施済み		○	8月19日、20日、21日	50名
熊本	実施済み	○		9月13日、14日、21日	80名
大分	実施予定		○	2月10日、11日、12日	30名
宮崎	実施予定		○	1月10日、17日、24日	50名
鹿児島	未実施			(県委託事業で虐待対応研修を実施)	—
沖縄	実施済み		○	10月14日、15日、20日	50名
実施計画にて定員の報告があった37県士会の定員の合計					2370名

実施済み	22
実施予定	18
未実施	7

## 2010年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 実施状況

支部名	実施主体		実施時期	定員 (名)	受講者 (実施報告書より)
	会単独	行政との共催や研修受託			
北海道	○		6月17日、18日、19日	70	87
青森	○		1月14日、27日、28日	60	20
岩手		県主催、(財)岩手県長寿社会振興財団 県高齢者総合支援センターとの共催	9月29日、30日、10月12日	70	60
宮城		県の実情に即した研修を実施済み。仙台弁護士会、宮 城オンブズネットコール等と共催	未実施	—	—
秋田		秋田県長寿社会復興財団高齢者総合相談センター(県 とともに主催)、秋田県(共催)	10月29日、30日、11月6日	50	35
山形		山形県	11月2日、15日、16日	70	73
福島	○		8月21日、22日、9月12日	40	39
茨城	○		2月5日、6日、26日	50	21
栃木	○		11月29日、12月3日、12月4日	50	29
群馬	○	行政後援	11月14日、27日、12月4日	50	12
埼玉			未実施	—	—
千葉		事業受託(千葉県高齢者虐待防止対策研修会)	1回目 8月31日、9月21日、28日 2回目 11月24日、12月1日、8日	1回目 60 2回目 60	121
東京			2/19、20日、3月6日	50	41
神奈川			未実施	—	—
新潟	○	行政後援	8月30日、8月31日、9月6日	60	56
富山	○	科目1～3県主催、それ以外は県後援	9月13日、15日、23日	50	35
石川		県事業として実施、会が全面的協力	8月24日、30日、31日	50	52
福井		行政との共催や研修受託	8月20日、21日、24日	50	44
山梨	○		1月16日、23日、2月20日	30	24
長野	○		6/17日、18日、7月2日	50	35
岐阜		行政との共催や研修受託	11月8日、9日、12月6日	70	59
静岡	○	行政説明あり	6月17日、23日、7月2日	60	83
愛知	○	行政後援	10月6日、12日、27日	80	72
三重		事業受託(地域権利擁護支援研修)	7月20日、21日、8月11日、13日	50	16
滋賀		共催、事業受託	11月6日、27日、12月4日	初日100、2日 目以降50	※
京都			未実施	—	—
大阪		事業受託(大阪府市町村高齢者虐待対応現任者標準 研修)	A)7月27日、8月16日、18日、31日 B)7月27日、8月17日、24日、31日	160	160
兵庫	○	後援	8月27日、28日、9月10日	60	72
奈良		行政との共催や研修受託	11月22日、29日、12月13日	100	60
和歌山		行政との共催や研修受託	6月16日、23日、7月6日	80	50
鳥取		行政との共催や研修受託	10月13日、19日、11月16日		68
島根	○		2月18日、19日、26日	40	48
岡山		行政との共催や研修受託	7月21日、22日、8月11日	80	50
広島		研修事業受託(広島市)、後援(広島県)	1回目 7月21日、22日、9月1日 2回目 1月12日、13日、2月23日	1回目 72 2回目 48	1回目 48 2回目 29
山口		共催、事業受託(権利擁護等ネットワーク形成支援事 業内)	8月11日、12日、	70	52
徳島	○	後援	10月25日、11月2日、11月11日	30	21
香川	○	事業受託	12月7日、8日、1月26日	50	45
愛媛	○		9月6日、7日、8日	40	33
高知			未実施	—	—
福岡		行政との共催や研修受託	7月13日、14日、23日	70	66
佐賀		行政との共催や研修受託	11月18日、19日、12月20日	80	47
長崎	○		11月19日、20日、21日	50	22
熊本	○	行政との共催や研修受託	8月18日、19日、23日	150	110
大分	○		11月11日、12日、29日	30	20
宮崎	○		1月11日、18日、25日	50	19
鹿児島			未実施	—	—
沖縄	○		3月18日、19日、20日	50	27
実施した41県士会の受講者数の合計					2093

※1日目72名、2日目31名、3日目33名

## 在宅高齢者虐待対応専門職チームの設置状況(H23年9月末現在)

※日本社会福祉士会調べ

	設置済み 設置年月	検討中
北海道		検討中
青森	H23.07	
岩手	H19.09	
宮城	H19.06	
秋田		検討中
山形	H19	
福島	H22.03	
茨城		検討中
栃木		検討中
群馬	H21.03	
埼玉	H21.03	
千葉	H22.04	
東京		検討中
神奈川		検討中
新潟	H19.12	
富山	H22.04	
石川	H21.01	
福井	H19.09	
山梨	H20.04	
長野		検討中
岐阜	H20.04	
静岡	H19.08	
愛知	H22.01	
三重	H19.01	
滋賀	H21.08	
京都		検討中
大阪	H18	
兵庫	H18.07	
奈良	H18.04	
和歌山		検討中
鳥取	H20.04	
島根	H19.06	
岡山	H19.04	
広島	H22.03	
山口	H19.04	
徳島	H23.09	
香川	H20.04	
愛媛	H20.11	
高知	H18.10	
福岡	H19.01	
佐賀	H22.07	
長崎	H22.04	
熊本	H22.08	
大分	H22.06	
宮崎	H21.09	
鹿児島		検討中
沖縄	H20.07	
	<b>37</b>	10

高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会

# 報告書

抜粋

2009年10月

日本弁護士連合会

(社) 日本社会福祉士会

## 目 次

1, はじめに	P 1
2, 基調報告	P 3
3, シンポジウム報告	
①コーディネーターのまとめ	P 6
②シンポジストの報告	
・静岡県高齢者虐待対応専門職チーム	P 8
・岡山県高齢者虐待対応専門職チーム	P 11
・大阪府高齢者虐待対応専門職チーム	P 17
・地域包括支援センターからの報告 (出雲市社会福祉協議会平田高齢者あんしん支援センター)	P 22
・行政からの報告 (福岡県みやこ町介護福祉課)	P 25
4, 資料	
資料1「高齢者虐待対応専門職チームの設置について」	P 30
資料2「高齢者虐待対応専門職チーム活用の申し入れ」	P 34
資料3「高齢者虐待対応専門職チームの取り組み調査」	P 38

## はじめに

### 1 在宅高齢者虐待対応専門職チームの設置の取組み

#### (1) 取組みの経過

2006年4月に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)は、市町村の責務として、通報の受理、事実及び安全の確認、立ち入り調査、保護のための措置等が規定されているが、市町村の体制整備の遅れや温度差が指摘されている。また、虐待対応にかかる市町村の一部事務の委託が可能な虐待対応協力機関である地域包括支援センターにおいても担当職員の虐待対応に関する研修体制の不備など、虐待対応の実施体制に不安を抱えている。

こうした状況を踏まえ、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会(以下「两会」という。)は、市町村や地域包括支援センターの虐待対応の実効性を確保するために専門職団体としてどのような支援が可能かを検討し、「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」(以下「専門職チーム」という。)を两会が連携して都道府県域に設置する取組みを2006年度から進めてきた(資料1参照)。

専門職チームは、虐待対応にあたる現場の行政職員や地域包括支援センター担当者等に対して、緊急性の判断や事実確認、支援方針の策定や実施に関する専門的アドバイスをを行うことを基本的機能としている。具体的活動は、都道府県や市町村と契約し、専門相談の実施や地域ケア会議、事例検討会へのアドバイザーの派遣など行っている。チームは、地域で権利擁護活動を進めている弁護士、社会福祉士で構成されている。

#### (2) 高齢者権利擁護等推進事業との関係

一方、国は2007年度から都道府県を実施主体とする「高齢者権利擁護等推進事業」の予算化をおこなった。この事業は、権利擁護に関係する関係団体との密接な連携の下、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による専門相談員を配置した権利擁護相談窓口を設置し、虐待防止ネットワークの構築、虐待対応等困難事例への対応における支援などの市町村及び地域包括支援センターへの助言及び支援をその内容としている。

两会は、国及び都道府県に対し、この権利擁護相談窓口や虐待防止ネットワークを実効あるものにするために専門職チームを活用するよう呼びかけてきた(資料2参照)。

#### (3) 専門職チームの現状

専門職チームの活動は都道府県の高齢者権利擁護等推進事業の展開と結びつくことによって拡大してきた。两会は、2008年8月に専門職チームの現在の取組み状況を把握するとともに、その効果や課題について検証するために两会の都道府県支部・弁護士会に対し取組み調査を行った。

調査結果の概要は以下のとおりである(資料3参照)。

- 専門職チームは、23府県で設置されている。
- 都道府県から高齢者権利擁護等推進事業を中心とする事業を受託しているところは、2008年度が13府県(2007年度は7府県)であった。
- 市町村との契約により専門相談員の派遣等を行っているところは、2008年度が4府県(2007年度は3府県)、契約市町村数は36(2007年度は、15市町

村)であった。

○専門職チームの専門相談や個別ケース会議への専門相談員の派遣の効果として、①緊急性の判断やアセスメントや支援方針の策定にあたっての法的観点、福祉的観点から検討課題を明確化する効果、②担当者の迷いや躊躇に対して、後押しし、積極的な対応を促す効果、③地域の虐待対応に関するネットワークを強化する効果、④虐待対応の専門的人材の育成につながる効果を指摘できる。

## 2 専門職チーム経験交流会の開催

### (1) 経験交流会の概要

両会は、高齢者虐待対応専門職チームの3年の活動実績を踏まえ、「高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会」を2009年7月11日に弁護士会館で開催した。会議は、活動の一層の推進を図るために専門職チームの活動経験を交流し活動内容を検証すること、未設置地域においてはチームの活動イメージをつかみ、チーム設置の手がかりとすること、専門職チームの役割、効果を対外的に発信することを目的に開催されたものである。

会議には、47都道府県から弁護士、社会福祉士合わせて200余名が参加した。

来賓として厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐の土岐敦史氏が挨拶し、市町村の体制整備に格差がある中で都道府県の市町村に対する支援を求める声が強いことに触れ、あわせて専門職チームへの期待を述べた。

基調報告では、これまでの両会の取組みを総括し専門職チームに求められる点を整理し、①チームとして助言にあたること、②助言者（アドバイザー）であること、③個別ケース会議を通じた助言であること、④市町村との契約に基づく助言を目指すことを専門職チームのスタンダードモデルとして提示した。

シンポジウムでは、専門職チーム3名とユーザー側から市町村担当者及び地域包括支援センター現任者の各1名で行われ、スタンダードモデルと各地の具体的活動状況を絡めながら、専門職チームの役割、効果について活発な意見交換を行なった。その詳細は本報告書の各報告を参照されたい。

### (2) 経験交流会の意義と今後の展望

地域で権利擁護を推進するためには、行政を責任主体にして、さまざまな機関、専門職のネットワークが不可欠であるが、弁護士会と社会福祉士会は、成年後見制度の取組み等を通じて地域で顔の見える連携を作り上げてきた。虐待対応専門職チームは、この連携を権利擁護・虐待対応に広げるものであり、それが地域の行政や地域包括支援センター等から次第に注目されてきている。

今回の経験交流会に、47都道府県から弁護士、社会福祉士が結集し、先進的取組みに学ぶ中で、地域の実状と専門職チームの活動について意見交換し、スタンダードな活動モデルを確認した意義は大きいものがある。両会のこの取組みを地域に根付かせるためには、アドバイザーの力量を高めていくなど内部体制の充実も欠かせない。この点でも、社会福祉士会は高齢者虐待対応アドバイザー養成研修を昨年度からスタートさせ、弁護士会も今年度からスタートさせる予定である。こうした内部努力を積み上げながら、一方で行政への働きかけを強化し、この取組みを地域に広げていくことが求められているといえる。

## 基調報告

### 専門職チームの活動状況報告－専門職チームの目的と立ち位置－

日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会

日本社会福祉士会 権利擁護事業委員会

#### 1 専門職チームとは何か

高齢者虐待防止法が施行され、市町村は地域包括支援センターとともに、在宅高齢者の虐待事案について、事実確認の措置、緊急性の判断、立入調査、保護のための措置をとるなどの法的義務を負うことになった。それに伴い、市町村・地域包括支援センターは、具体的対応の各段階において適切な対応が求められるに至った。

しかし、現状において、市町村・地域包括支援センターのみでは、必ずしも適切な対応ができる状況ではない。

そこで、専門職チームは、市町村・地域包括支援センターが適切な対応をするための仕組みを確立するとともに、市町村・地域包括支援センターの担当者が具体的な対応を適切に実施するため、高齢者虐待に精通した弁護士と社会福祉士からなるチームが、それぞれの視点から担当者に助言を行い、高齢者虐待への対応力を高めることを目指して創られた。

#### 2 専門職チームに求められるもの

##### (1) チームとして助言にあたること

2つの異なる専門職の視点と発想で客観的に助言をすることにより（弁護士：虐待対応における法的な枠組に関する助言、社会福祉士：虐待対応の実践方法に関する助言）、実効性のある役割を果たすことができる。

事例を法的・ケースワーク的に分析検討し、その結果に基づき、対応策を分析検討するためには、弁護士または社会福祉士が、それぞれ個別に助言するのではなく、チームとして有機的に関わり、助言することに意味がある。

人間関係性に惑わされず客観的に助言をするためには、当該市町村・地域包括支援センターに所属する社会福祉士は、チームのメンバーには不適切。

##### (2) 助言者（アドバイザー）であること

チームによる助言により、責任主体である市町村・地域包括支援センターが虐待対応に関する力をつけることを目指す。従って、助言者（アド

バイザー)としての立ち位置を堅持する。

立入調査の同行や養護者への説得など、市町村・地域包括支援センターに対する直接の支援の提供は、専門職チームの本来業務ではない。

成年後見の受任など、支援計画のなかで弁護士・社会福祉士の個別支援が必要な場合には、弁護士会または社会福祉士会と連携し、成年後見人候補者などを迅速に推薦してもらおう。

### (3) 個別のケース会議を通じた助言であること

個別の事例を通して、市町村・地域包括支援センターの高齢者虐待に対する仕組みを確立し、同時に事例について適切かつ具体的な対応策を検討することを目指す。従って、チームの助言は、個別のケース会議を通じた助言を中心とする。

電話やメールでの相談は補助的なものと位置づける。

高齢者虐待の啓発事業やネットワーク会議などへの参加は、虐待対応に関する仕組み作りの環境整備にはなっても、具体的な仕組みの実践的な検証や発展には繋がりにくい。

### (4) 市町村との契約に基づく助言を目指すこと

多くの都道府県では、都道府県の権利擁護等推進事業の予算を活用し、同事業の受託に基づき、市町村や地域包括支援センターに専門職チームを派遣している。都道府県による市町村支援というスキームは、専門職チームの活動基盤を拡充したという点で評価に値する。

しかし、都道府県の権利擁護等推進事業に基づく専門職チームの派遣は、パイロット事業として位置づけられており恒久的な事業ではない。高齢者虐待への対応を、実効性があり恒久的なものとするためには、高齢者虐待の責任主体である市町村との契約を進める必要がある。

## 3 専門職チームの活動状況

各地域における専門職チームの仕組みや活動方法などは区々である。

各地域における専門職チームの活動状況については、別添の日本社会福祉士会2008年10月24日付「在宅高齢者虐待対応専門職チームに関する活動状況調査結果」、同2009年6月17日付「支部における専門職チームの活動状況の追加報告(2008年8月以降分)」を参照されたい。

以上

## 基調報告に関するコメント

横浜弁護士会

弁護士 延 命 政 之

### 1 主役と脇役

専門職チームの存在意義を理解するためには、高齢者虐待防止法における関係機関の役割について検討をする必要がある。同法において、虐待に関する通報を受けた市町村は、地域包括支援センターとともに、事実確認や緊急性の判断をし、それらに基づいて立入調査や様々な措置を講じなければならない。同法において、いわば「主役」を演じるのは市町村・地域包括支援センターである。

ところが、そのような法の理念どおりに市町村や地域包括支援センターが判断や措置を講じているかという点、些か心もとない。判断の前提となる情報が不足していたり、情報に基づく判断を誤ったり、調査や措置のタイミングを間違えたりすることが少なくない。その原因は、市町村や地域包括支援センターの担当職員のスキル不足や、上司の判断に従わざるを得ない組織や人間関係性の問題などが考えられる。これらの問題を回避し、適切な判断のもとに適切な調査や措置が講じられるためには、「主役」である市町村や地域包括支援センターを、側面からの確に助言をしてサポートする「脇役」の存在が不可欠である。このような専門的な知識やノウハウに裏打ちされた「脇役」が、専門職チームである。

### 2 専門職チームのスタンダードモデル

専門職チームのこのような立ち位置から、専門職チームのスタンダードモデルが導き出される。そこで、本経験交流会において、日本社会福祉士会と日本弁護士連合会が提唱する、専門職チームのスタンダードモデルを示す。

①チームとして助言にあたること ② 助言者（アドバイザー）であること③ 個別のケース会議を通じた助言であること ④ 市町村との契約に基づく助言を目指すこと（詳細は、別添の「基調報告」参照）

これらの各要素を充足する専門職チームが、現段階におけるスタンダードモデルであり、各地の社会福祉士会・弁護士会において目指すべき在り方である。

### 3 「チームとして助言にあたること」の意味すること

とりわけ、「①チームとして助言にあたること」の重要性について再確認をしておきたい。

確かに、各地の市町村や地域包括支援センターには社会福祉士が配属され、虐待など高齢者に関する権利擁護の問題を担当している。そこで、そのような市町村でケース会議を開催する場合に、ケースを担当している社会福祉士がいることを理由に、弁護士だけを参加させればよいと考える向きもある。

しかし、市町村・地域包括支援センターの担当社会福祉士は、当該事案のいわば当事者であり、事案を客観的かつ冷静に分析できない。また、上司の意見に左右され方向性を誤ることもある。そのため、事案を客観的に俯瞰（ふかん）し、事実関係や対応策などを冷静に判断することができる、市町村の担当者とは別の社会福祉士が不可欠である。

また、チームとして活動する必要はなく、社会福祉士または弁護士が別々にケース会議に参加すれば良いのではないかという議論もある。

しかし、社会福祉士と弁護士がケース会議に個別に対応する場合と、一緒に対応する場合とでは、事実の分析や対応の判断の的確性において質的な差異がある。社会福祉士と弁護士の専門性の違いから、分析や判断に際してそれぞれの視点は異なる。同じ事実を分析する場合でも、社会福祉士と弁護士の異なった視点から検討することによって、よりの確な判断に到達することが可能になる。異なった専門性や視点から分析をすることにより、事態をより複眼的・重層的に分析し判断することが可能になるからだ。このようなスーパーバイザーとしての役割を担うためには、チームとしてケース会議に参加することが必要である。

以上

# 資 料

弁護士会と社会福祉士会の連携による「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」について  
(2006年4月)

【設置の趣旨】

- 1 高齢者虐待防止法の施行とともに、地域における高齢者・障害者の権利擁護にとって重要な施策である地域包括支援センターが2006年4月から設置されました。同センターは、今後ますます増加が予想される認知症高齢者等に対する権利の擁護、とりわけ社会問題化しているリフォーム詐欺などの消費者被害や在宅高齢者虐待の予防・救済のために大きな役割を果たすことが期待されています。
- 2 特に、在宅高齢者虐待への対応については、高齢者虐待防止法において、市町村の責務として通報の受理、事実及び安全の確認、対応策の協議、立ち入り調査、保護のための措置等が規定されるとともに、地域包括支援センターは虐待対応協力者として重要な役割を担うこととされました。市町村担当者と地域包括支援センター職員は、密接な連携のもと、迅速・適切に、効果的な対応をすることが求められています。
- 3 とはいえ、市町村においては、市町村の虐待対応事務の一部が地域包括支援センター等に委託できるとされたこととあいまって、中核となる機関や専門職員の配置が明確でないなど実施体制の整備に不安を抱えているのが現状です。  
地域包括支援センターにおいても、「権利擁護業務」として高齢者虐待対応や成年後見制度の利用支援等を担うとされているものの、業務の中心が介護予防に流れることへの懸念や担当職員の虐待対応にかかわる研修体制の不備など、権利擁護業務の実施体制に不安を抱えています。
- 4 一方、在宅高齢者虐待への対応は、その多面的な発生要因からも、各関係者によるチーム対応が必要であるとともに、社会福祉士や弁護士、医師といった専門職とのネットワークによる対応が重要であることは、各調査や先進的地域での取り組みからも明らかになっています。
- 5 そこで、日頃から、成年後見制度等権利擁護システムの充実・発展のために、連携協議を行ってきた弁護士会と社会福祉士会は、専門職団体(高齢者虐待防止法9条における「高齢者虐待対応協力者」として、地域包括支援センターの権利擁護業務の実効性を確立するための支援及び市町村の在宅高齢者虐待への適切な対応を確立するための支援としてどのような支援が可能かを検討した結果、当面、在宅高齢者虐待への対応を中心に各地域包括支援センターの権利擁護業務をバックアップするために、両会の連携による「高齢者虐待対応専門職チーム」を各地域に設置し、各都道府県及び市町村の実情に応じて活用をしていただくことが、最も具体的かつ実効的な支援方法であるとの結論にいたりました。
- 6 両会は、地域包括支援センターの発足時及び高齢者虐待防止法施行時の当面の対応として、このような支援を行うことによって、①虐待対応における地域の専門職支援(介入)ネットワークの構築につなげること、②地域包括支援センターの権利擁護業務担当職員の質の向上を促すこと、ひいては③都道府県や各市町村の実効的な高齢者虐待防止・対応体制を確立することに寄与したいと考えております。

## 【基本事項】

### 1, 位置づけ

- ・「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」は、都道府県や市町村の専門家ネットワーク形成の受け皿となり、またそのような取り組みを促すために取り組むものである。
- ・「チーム」は、原則として、市町村や都道府県と各会との支援委託契約に基づき、市町村担当職員や地域包括支援センター担当職員の相談や要請に基づき支援を行う。
- ・「チーム」は、その機能を果たすため、両会の都道府県単位会・支部において協議の上、体制を整備する。「チーム」は、両会が都道府県単位に設置している「高齢者・障害者支援センター」（弁護士会）及び「権利擁護（成年後見）センターぱあとなあ及び地域包括支援センター支援委員会」（社会福祉士会）の密接な連携のもとに運営する。

### 2, 機能

- ・高齢者虐待対応チームは、「専門職チーム」であり、その果たすべき機能としては、緊急性の判断や事実確認（立入調査を含む）、支援方針の策定や実施の各段階で、人権及び法律の専門職及びソーシャルワークの専門職として、現場の地域包括支援センター職員をはじめとした福祉職員や行政職員へのアドバイスを行う。
- ・高齢者虐待対応においては、事実確認や緊急性の判断等の初期対応が重要であることから、事実確認への同行やケース会議への参加等を通じて「一緒に動く」「バックアップする」「専門家チーム」としての機能を目指す。

### 3, 構成メンバー

- ・地域で権利擁護を進める弁護士、社会福祉士を中核として構成する。（弁護士会：高齢者・障害者支援センター会員、社会福祉士会：権利擁護（成年後見）センターぱあとなあ会員、地域包括支援センター支援委員会委員、等）
- ・また、地域の実状に応じて、高齢者虐待防止に理解のある医師等他の専門職の参加を働きかける。

### 4, 設置圏域

- ・都道府県に1箇所の設置を基本とする。
- ・地域の実情や成熟度に応じて、複数設置を目指す。

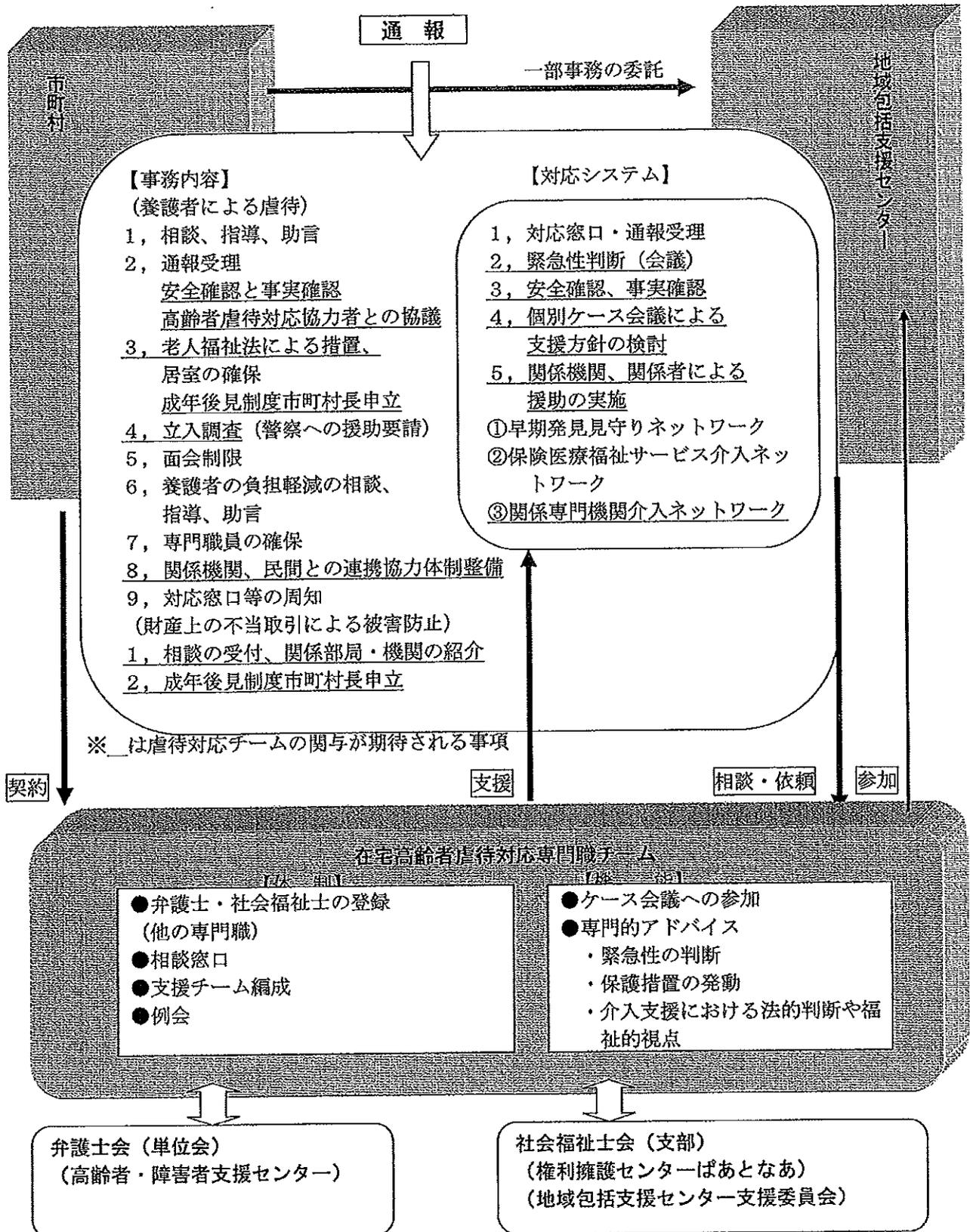
### 5, 運営

- ・チームの運営に関する事項は、下記のモデルを参考に、両会及び各都道府県・市町村と協議して決定する。

【具体的設置体制】

<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県を圏域とする</li> <li>・47都道府県での設置</li> </ul>	
活 動 内 容	<p>1, 対応チームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対応チームメンバー登録と支援チーム編成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別案件にあたる支援チームは、両会から1名以上、2名以上で編成する。</li> </ul> </li> <li>②専門相談窓口の設置と連絡体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口は、両会それぞれで設置</li> </ul> </li> <li>③チームとしての例会の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームの運営や支援内容のフォロー等のため例会を実施</li> </ul> </li> </ul>
	<p>2, 相談対応・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①専門相談、支援要請の受理（窓口担当者）</li> <li>②支援チーム（支援担当者）の決定</li> <li>③支援の提供               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認等への同行</li> <li>・個別ケース会議等への参加</li> <li>・各担当者へのアドバイス</li> <li>・継続的フォロー、等</li> </ul> </li> <li>④事例検討会等への参加</li> </ul>
	<p>3, 啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者虐待対応担当者研修等への講師派遣</li> </ul>
	<p>4, 関係機関との連携、働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者虐待防止ネットワークへの参画など必要に応じて各市町村の関係諸機関との連携をはかる</li> </ul>
運 営	<p>1、運営体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対外的代表者と連絡先の決定</li> <li>②両会の相談窓口の決定</li> <li>③メンバー登録</li> <li>④予算措置 (略)</li> </ul> <p>2、都道府県・市町村との派遣委託契約の締結等</p>

弁護士・社会福祉士等による「在宅高齢者虐待対応専門職チーム」イメージ図



## 日本弁護士連合会 成年後見に関する法律相談窓口

(2011年10月現在)

弁護士会	窓口名称	住所	相談方法等	電話番号
東京	高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	東京三弁護士会統一電話相談(03-3581-9110)にて電話相談後、相談結果により面接相談を案内	03-3581-2201 (代表)
第一東京	成年後見センター「しんらい」	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	-	03-3595-8575
第二東京	高齢者・障害者財産管理センター「ゆとり～な」	〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	無料電話相談:03-3581-9110 面接・出張相談予約:03-3581-2250	03-3581-2250
横浜	高齢者・障害者の権利擁護相談	〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 横浜弁護士会館1F	有料面談相談／無料電話相談、いずれも毎週月曜日	045-211-7700
埼玉	高齢者・障害者権利擁護センター「しんらい」	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階	-	048-710-5666
千葉県	高齢者・障害者支援センター	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-12	-	043-227-8431
茨城県	茨城県弁護士会法律相談センター	水戸: 〒310-0062 土浦: 〒300-0043 下妻: 〒304-0067 水戸支部: 水戸市大町2-2-75 土浦支部: 土浦市中央1-13-12 下妻支部: 下妻市下妻乙99	有料、面談	水戸: 029-227-1133 土浦: 029-821-0122 下妻: 0296-44-2661
栃木県	高齢者等援護センター	〒320-0036 宇都宮市小幡2-7-13	-	028-622-2008
群馬	高齢者・障害者支援センター	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館・県民法律センター	-	027-234-9321
静岡県	高齢者・障害者総合支援センター	〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	-	054-252-0008
山梨県	高齢者・障害者支援センター	〒400-0032 甲府市中央1-8-7 山梨県弁護士会館	面談(予約制)有料30分: 5,250円 相談時間: 第2・第4木曜日13時00分-16時00分 ※心身に障害があり、当会にお越しになれない方について弁護士が出張して相談をすることもできます。(出張相談は1回10,500円+交通費等実費)	055-235-7202
長野県	高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」	〒380-0872 長野市妻科432	高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」	026-232-2104
新潟県	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター	〒951-8126 新潟市中央区学校町通1-1 新潟県弁護士会	-	025-222-5533
大阪	高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」	〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館1階	-	06-6364-1251
京都	高齢者・障害者支援センター「助かります」	〒604-0971 京都市中京区富小路通丸太町下ル	-	075-231-2378
兵庫県	高齢者・障害者総合支援センター「たんぽぽ」	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階	-	078-341-0550
奈良	高齢者・障害者支援センター	〒630-8237 奈良市中筋町22-1 奈良弁護士会館	-	0742-22-2035
滋賀	高齢者・障害者支援センター	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	-	077-522-2013
和歌山	高齢者・障害者支援センター	〒640-8144 和歌山市四番丁5	-	073-422-4580

愛知県	高齢者・障害者総合支援センター「アイズ」	〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2		052-252-0044
三重	高齢者・障害者支援センター	〒514-0032 津市中央3-23	原則面談、場合によっては出張・電話	059-228-2232
岐阜県	高齢者・障害者の権利擁護センター	〒500-8811 岐阜市端詰町22		058-265-0020
福井	高齢者・障害者権利擁護センター	〒910-0004 福井市宝永4-3-1三井生命ビル7階		0776-23-5255
金沢	高齢者・障害者支援センター	〒920-0912 金沢市大手町15-15 3階	支援弁護士紹介-随時受付(8時30分-17時00分) 電話相談-毎月第1・第3火曜日(10時00分-12時30分、無料)	076-221-0242
富山県	高齢者・障害者の権利擁護センター	〒930-0076 富山市長柄町3-4-1		076-421-4811
広島	高齢者等財産管理センター「あんしん」	【西部地区】 〒730-8501 広島市中区基町6-27 そごう新館6階(紙屋町法律相談センター内) 【東部地区】 〒720-0034 福山市若松町10-7 若松ビル2階202(法律相談センター福山内)		【西部地区】 082-225-1600 【東部地区】 084-923-1798
山口県	高齢者・障害者権利擁護センター	〒753-0045 山口市黄金町2-15		083-922-0087
岡山	財団法人リーガルエイド岡山 高齢者・障害者支援センター(弁護士会内ではなく外郭団体としての設立)	〒700-0807 岡山市北区南方1-8-29		086-223-7899
鳥取県	成年後見ネットワーク鳥取/成年後見ネットワーク米子/(社)成年後見ネットワーク倉吉	【鳥取】 〒680-0033 鳥取市二階町3-204 アイシン二階町ビル2階つくし野法律事務所 【米子】 〒683-0845 米子市旗ヶ崎7-20-33 出垣社会福祉士事務所内 【倉吉】 〒682-0816 倉吉市駄経寺町2-15-1 倉吉合同事務所内		鳥取: 0857-21-0570 米子: 0859-24-1895 倉吉: 0858-22-8900
島根県	松江成年後見センター/出雲成年後見センター/石見成年後見センター/益田・鹿足成年後見センター(弁護士会だけでなく司法書士会・社会福祉士会との設立)	【松江】 〒690-0815 松江市西持田町362-42 周藤社会福祉士事務所内 【出雲】 〒693-0003 出雲市今市町南本町21番地3 成瀬司法書士事務所内 【石見】 〒697-0026 浜田市田町1655 朝日堂ビル3階 浜田ひまわり基金法律事務所 【益田・鹿足】 〒698-0024 益田市駅前町17-1 EAGA A-311		松江: 0852-60-1711 出雲: 0853-22-8097 石見: 0855-24-1605 益田・鹿足: 0856-31-1690
福岡県	高齢者・障がい者総合支援センター「あいゆう」	【福岡】 〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル2階天神弁護士センター 【北九州】 〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内北九州弁護士会館内 【筑後】 〒830-0021 久留米市篠山町11-5 筑後弁護士会館内		福岡: 092-724-7709 北九州: 093-561-0360 筑後: 0942-30-0144

佐賀県	高齢者・障害者財産管理センター	〒840-0833 佐賀市中の小路4-16 佐賀県弁護士会館		0952-24-3411
長崎県	高齢者・障害者支援センター	〒850-0875 長崎市栄町1-25 長崎MSEビル4階		095-824-3903
大分県	高齢者・障害者の財産管理 ・権利擁護支援センター	〒870-0047 大分市中島西1-3-14		097-536-1458
熊本県	成年後見についての独自の相談センターは設置していません。窓口は当会の法律相談センターです。(TEL:096-325-0009)			
鹿児島県	高齢者・障害者総合支援センター	〒892-0815 鹿児島市易居町2-3		099-226-3765
宮崎県	高齢者・障害者等権利擁護センター	〒880-0803 宮崎市旭1-8-28	法律相談センターで受付・事前予約での面接相談	0985-22-2466
沖縄	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター	〒900-0023 那覇市楚辺1-5-15		098-833-5545
仙台	高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援窓口「ふくろうくん」	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-9-18		022-223-2383
福島県	高齢者・障害者権利擁護支援センター	〒960-8115 福島市山下町4-24		024-534-2334
山形県	高齢者・障害者財産管理センター	〒990-0042 山形市七日町2-7-10 NANA BEANS8階		023-622-2234
岩手	高齢者・障害者支援センター	〒020-0022 盛岡市大通1-2-1 サンビル2階		019-651-5095
秋田	高齢者・障害者のための支援センター	〒010-0951 秋田市山王6-2-7		018-896-5599
青森県	高齢者・障害者支援センター	〒030-0861 青森市長島1-3-1 日赤ビル5階		017-777-7285
札幌	高齢者・障害者支援センター「ホッと」	〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階		011-242-4165
函館	高齢者・障がい者支援センター	〒040-0031 函館市上新川町1-3		0138-41-0232
旭川	高齢者・障害者支援センター	〒070-0901 旭川市花咲町4		0166-51-9527
釧路	高齢者・障害者財産管理センター	〒085-0824 釧路市柏木町4-3		0154-41-0214
香川県	高齢者・障害者支援センター	〒760-0033 高松市丸の内2-22		087-822-3693
徳島	高齢者・障害者支援センター	〒770-0855 徳島市新蔵町1-31		088-652-5768
高知	高齢者・障害者支援センター	〒780-0928 高知市越前町1-5-7		088-872-0324
愛媛	高齢者・障害者総合支援センター	〒790-0003 松山市三番町4-8-8		089-941-6279

出典：日本弁護士連合会ホームページ



## 日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会 連絡先一覧

(2011年10月)

	社会福祉士会名	郵便番号	住所	担当者名	TEL	FAX
	(社)日本社会福祉士会	160-0004	東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2F	事務局	03-3355-6541	03-3355-6543
1	(社)北海道社会福祉士会	001-0010	北海道札幌市北区北十条西4丁目1在宅サッポロSCビル2階	事務局	011-717-6886	011-717-6887
2	(社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3-20-30県民福祉プラザ5階	事務局	017-723-2560	017-752-6877
3	(社)岩手県社会福祉士会	020-0134	岩手県盛岡市南青山町13-30青山和敬荘内	佐々木 裕彦	019-648-1411	019-648-1412
4	(社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三條町10-19PROP三條館内	事務局	022-233-0296	022-393-6296
5	(社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	事務局	018-896-7881	018-896-7882
6	(社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2-3-31山形県総合社会福祉センター内	事務局	023-615-6565	023-615-6521
7	(社)福島県社会福祉士会	963-8033	福島県郡山市亀田2-19-14チャレンジビル2階	和田 由紀子	024-924-7201	024-924-7202
8	(社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館5F	事務局	029-244-9030	029-244-9052
9	(社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内 とちぎソーシャルワーク共同事務所	事務局	028-600-1725	028-600-1730
10	(社)群馬県社会福祉士会	371-0854	群馬県前橋市大渡町1-10-7群馬県公社総合ビル5階	事務局	027-212-8388	027-212-8388
11	(社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5ベルメゾン小島103	事務局	048-857-1717	048-857-9977
12	(社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3千葉県社会福祉センター4階	事務局	043-238-2866	043-238-2867
13	(社)東京都社会福祉士会	162-0051	東京都新宿区西早稲田2-2-8全国財団ビル5階	事務局	03-3200-2944	03-5367-8865
14	(社)神奈川県社会福祉士会	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館3階	事務局	045-317-2045	045-317-2046
15	(社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2-2新潟ユニソンプラザ3階	事務局	025-281-5502	025-281-5504
16	(社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村2-6-20ハイツオザワ202	事務局	055-254-3531	055-254-3531
17	(社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県道685-2長野県食糧会館6F	事務局	026-266-0294	026-266-0339
18	(社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ヶ579富山福祉短期大学内	事務局	0766-55-5572	0766-55-5572
19	(社)石川県社会福祉士会	920-2144	石川県白山市大竹町口17-1高齢者専用住宅シニアホーム香林苑内	北岡 義和	076-273-0220	076-273-0232
20	(社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3-2-37NTT西日本福井南交換所ビル1階	事務局	0776-63-6277	0776-63-6330
21	(社)岐阜県社会福祉士会	500-8261	岐阜県岐阜市茜部大野2-219	事務局	058-277-7216	058-277-7217
22	(社)静岡県社会福祉士会	420-0024	静岡県静岡市葵区中町24-2若杉ビル3F	事務局	054-252-9877	054-252-0016
23	(社)愛知県社会福祉士会	460-0012	愛知県名古屋市中区千代田5-21-3サンマンション鶴舞402	事務局	052-264-0687	052-264-0695
24	(社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2-131三重県社会福祉会館4階	事務局	059-228-6008	059-228-6008
25	(社)滋賀県社会福祉士会	520-2352	滋賀県豊洲市富波乙681-55	事務局	077-518-2640	077-518-2640
26	(社)京都府社会福祉士会	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519京都社会福祉会館2F	事務局	075-803-1574	075-803-1574
27	(社)大阪府社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7-4-15大阪府社会福祉会館内	事務局	06-4304-2772	06-4304-2773
28	(社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1兵庫県福祉センター5階	事務局	078-265-1330	078-265-1340
29	(社)奈良県社会福祉士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階	事務局	0742-26-2757	0742-26-2767
30	(社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2-1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	事務局	073-499-4529	073-499-4529
31	(社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729-5鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	事務局	0857-59-6336	0857-59-6341
32	(社)島根県社会福祉士会	699-1621	島根県仁多郡奥出雲町上阿井424-1特別養護老人ホームあいサンホーム内	事務局	0854-56-0081	0854-56-0083
33	(社)岡山県社会福祉士会	700-0815	岡山県岡山市北区野田屋町2-6-22福中ビル第1-2階	事務局	086-201-5253	086-201-5340
34	(社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12-2広島県社会福祉会館内	事務局	082-254-3019	082-254-3018
35	(社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9-6社会福祉会館内	事務局	083-928-6644	083-922-9915
36	(社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	事務局	088-678-8041	088-678-8042
37	(社)香川県社会福祉士会	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	事務局	0877-98-0854	0877-98-0856
38	(社)愛媛県社会福祉士会	791-8012	愛媛県松山市姫原2-3-21NPO法人家族支援フォーラム内	事務局	089-922-1937	089-924-8992
39	(社)高知県社会福祉士会	781-1103	高知県土佐市高岡町丙21-17	事務局	088-828-5922	088-828-5922
40	(社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-9-12アイビーコートⅢビル601号	事務局	092-483-2944	092-483-3037
41	(社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15-3佐賀県社会福祉士会館	事務局	0952-36-5833	0952-36-6263
42	(社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター県棟5階	事務局	095-848-6012	095-848-6012
43	(社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市健軍本町1-22東部ハイツ105	事務局	096-285-7761	096-285-7762
44	(社)大分県社会福祉士会	875-0222	大分県臼杵市野津町大字吉田字仮屋3026	事務局	0974-24-3340	0974-24-3340
45	(社)宮崎県社会福祉士会	880-0014	宮崎県宮崎市鶴島2-9-6宮崎NPOハウス301	事務局	0985-86-6111	0985-86-6116
46	(社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1-7鹿児島県社会福祉センター内	事務局	099-213-4055	099-213-4051
47	(社)沖縄県社会福祉士会	900-0023	沖縄県那覇市楚辺2-24-24ケイズコート2階	事務局	098-836-8201	098-855-5744

## 掲載資料の出典

(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp>

- 平成 21 年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

(日本弁護士連合会ホームページ)

<http://www.nichibenren.or.jp>

- 日本弁護士連合会 成年後見に関する法律相談窓口

(日本社会福祉士会ホームページ)

<http://www.jacsw.or.jp>

- 2011 年度 高齢者虐待対応現任者標準研修 実施予定一覧
- 日本社会福祉士会及び都道府県社会福祉士会 連絡先一覧
- 高齢者虐待対応帳票 Ver. II
- 高齢者虐待対応専門職チーム経験交流会 報告書 (2009 年 10 月)
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」 (平成 23 年 3 月)

## 虐待対応システム研究委員会 委員名簿

(手引き策定作業委員会委員名簿は割愛しています)

### <本委員会>

◎は委員長

氏名 (敬称略)	所属
青木 佳史	日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会副委員長
◎ 多々良 紀夫	淑徳大学大学院総合福祉研究科・教授
田村 満子	本会理事・副会長 有限会社たむらソーシャルネット
西島 善久	本会理事 高齢者ケアセンター向日葵
山田 祐子	日本大学文理学部社会福祉コース・教授
オブザーバー 厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室	

### <手引き普及・啓発作業委員会>

氏名 (敬称略)	所属
石崎 剛	札幌市厚別区第2地域包括支援センター
延命 政之	日本弁護士連合会 高齢者・障害者の権利に関する委員会副委員長
◎ 田村 満子	(再掲)
塚本 鋭裕	大府市ふれ愛サポートセンター
寺本 紀子	津幡町地域包括支援センター
村上 明子	寝屋川市保健福祉部高齢介護室
宮本 雅透	長野市地域振興部柳原支所
山田 祐子	(再掲)

### <事務局>

阿南 晃伸	社団法人日本社会福祉士会
小幡 秀夫	社団法人日本社会福祉士会
庄子 夏子	社団法人日本社会福祉士会

**都道府県・政令市の高齢者虐待対応担当課長及び担当職員向け  
養護者による高齢者虐待対応に関する研修**

平成 23 年度 老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

作成：平成 23 年 10 月

発行：社団法人 日本社会福祉士会

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階

Tel：03-3355-6541 Fax：03-3355-6543

<http://www.jacsw.or.jp/> E-mail：info@jacsw.or.jp



